The Article 9 Society Hiroshima

第九条の会ヒロシマ

会報 81 号
2014年4月

名誉代表　岡本三夫　　世話人代表　藤井純子
連絡先　〒734-0015　広島市南区宇品御幸1-9-26-413
TEL　070-5052-6580　E-mail　fujii@jca.apc.org（藤井）
FAX　082-283-7789（佐々木孝）　URL：http://9-hiroshima.org/
FB　http://www.facebook.com/9hiroshima
郵便振替　01390-5-53097 第九条の会ヒロシマ　年会費2,000円

日本国憲法67周年 憲法記念日

ストップ改憲！ リレートーク & 市民シール投票

5月3日（土・祝）10:30〜12:30 原爆ドーム前

10：30 〜 11：30　市民シール投票
10：30 〜 12：30　憲法リレートーク

5月3日憲法記念日にリレートークを行い、ストップ改憲、原発も核兵器もない社会をめざし平和憲法の意味を訴えます。広島のお祭りフラワーフェスティバルを楽しむことができるのも平和憲法のおかげ。憲法を変えて戦争する国になるのか？ 変えないで戦争をしない国として信頼を得るのか？ 市民投票も行います。迷っている人がいたら語りかけ、多くの人に「改憲反対の意志表示」としてシールを貼ってもらうよう、応援に駆け付けてください。

平和憲法をもっと知ってほしい！

そのために**8・6新聞意見広告展示**をします

4月27日〜5月6日

広島市民交流プラザ１Ｆ

湾岸戦争後の改憲の動きに対し、ストップ改憲を掲げ結成しました。栗原貞子さんの提案で始めた 8.6 新聞意見広告、92 年からこれまでの意見広告を展示します。また、日本国憲法全文や改憲の動きも資料として持ち帰って考えて頂きたいと考えています。
どうぞお立ち寄りください。

会報81号　　目　次

1	5・3憲法記念日リレートーク　市民シール投票	
2〜3	集団的自衛権　戦争できる国づくり	横原由紀夫
4〜5	自衛隊が9条に還る道	新倉裕史
6〜7	中学三年生の感想文　自分の一番好きな日本国憲法条文	T・K
8〜9	安倍教育再生の暴走を止める広島集会	辻隆広
10〜11	福島の声を聴いて　お手紙から…	空想民族音楽SAYAN
12〜13	第17回許すな!憲法改悪・市民運動全国交流集会報告	藤井純子
14〜16	3.29科学者が語り合う「戦争と平和憲法」講演会報告	事務局
17	総会報告	事務局
18	評『なぜドイツは脱原発を選んだのか・・・』	岡本珠代
19	活動報告　20　お知らせ　後記	

8・6新聞意見広告2014
ご参加くださ〜い！

アベノパズルを完成させないぞ！
8月6日意見広告紙面案の一部です。（変更あり）

◆チラシは何枚でも送りますのでどうぞご連絡ください。

平和憲法があるから自衛隊は軍隊になれません。海外での武力行使は ×。しかし報道によると、安倍政権は集団的自衛権の行使＝戦争を容認する「国家安全保障基本法」の制定を見送り今夏までに行使が可能とする憲法解釈見直しを閣議決定し、秋の臨時国会で 10 本近い自衛隊法など個別法の改正を目指すといいます。基本法制定は慎重な公明党の説得に時間がかかるとみて行使に根拠を与える必要最小限の既存法改定によって最短で集団的自衛権行使の態勢を整えるつもりのようです。

改憲手続国民投票法案も「18 歳以上」とした投票年齢に合わせた選挙権や成人年齢引き下げ、改憲をめぐる公務員の政治活動、改憲以外への対象拡大という三つの宿題を置き去りにし与野党多数で通すと強気です。その数が憲法改正発議に必要な 3 分の 2 になるという目算でしょうか。武器輸出三原則を「防衛装備移転三原則」とし、またもや限定、例外をつけました。憲法さえ守らない人たちが「限定」など守るはずもありません。保守側の慎重にとの声もかき消されていくでしょう。私たちは改憲断固反対！　自衛隊に期待することは災害救助（p4~）、政府に望むことは戦争に至らせない平和外交です。

3.29 講演会は 300 人で会場いっぱい。（p14~）松田正久さんは、秘密保護法は一般の人に恐怖を与えるのが狙い、益川敏英さんは、改憲派は今しかないと本腰を入れている、こちらも本腰を入れて闘わなければと。そして信念を曲げず、声を挙げ続けば安倍暴走は止められると大きな勇気もいただきました。私たちは、5・3 憲法リレートーク、8・6 新聞意見広告など市民に直接訴える今年の活動に本腰を入れて取り組みます。想いを同じくする皆さんの応援がどうしても必要です。（藤井純子）

【巻頭言】

集団的自衛権、戦争できる国づくり

横原　由紀夫

◆暴走する安倍首相

安倍首相は衆参両院の圧倒的勢力を背景に、日本を戦前の社会に戻すため暴走する。憲法改定の手続きなど無視し、法律と都合の良い解釈で憲法を空洞化することである。すでに、国民の知る権利を奪う「秘密法」制定、公共放送の国営化、教育への政治介入、武器輸出三原則廃止、沖縄の植民地支配強化に着手するなど、その暴走振りは広範囲に及ぶ。集団的自衛権行使への道は、戦争を止めることが出来なかった戦前への反省から出発した「平和憲法を基盤とする民主的国家日本」の否定である。国民の責任重大である。

◆集団的自衛権、戦争への道

集団的自衛権とは、要約すれば、「他国を防衛するための武力行使」であるから、発動すれば「戦争へ突入」する。

米ソは冷戦時代、集団的自衛権を口実として（実質的な）侵略行為を行ってきた。冷戦時代の発想からすれば、現在問題となっているウクライナへ、ロシア系住民保護を口実とすればロシアは攻め込むことができる。民主政治が定着していない国は、常にクーデター・内紛が起きる可能性がある（その裏には米国の影があるが）。集団的自衛権は戦争の口実である。

集団的自衛権を認めれば、戦争できる体制作り（政策と実行）が優先される国家となる。政治・経済・文化・教育などは国防意識の醸成と国防体制作りが優先される「先軍政治社会」となる。みなさんは先軍政治を望まれますか。

◆集団的自衛権を検証する

安倍首相の「私的諮問機関」である「安保法制懇（お友達グループ）」は、4 月に報告書をまとめ、安倍首相はそれを元にして閣議決定で憲法解釈を変更しようとしている。国会軽視であり、「法治国家」ではないことを宣言するに等しい。

安保法制懇は「4 類型・5 事例」を挙げている。

＜4類型＞

①日米の艦艇が「公海」で共同行動中、攻撃を受けた米軍艇の防護、
②米国に向かう弾道ミサイルの迎撃、
③国際平和活動（PKO）の際の武器使用、
④国際平和活動における他国への後方支援。

＜5事例＞

①日本近隣有事の際の（a）船舶検査（b）米国等への攻撃排除（c）国連の決定があった場合の国連活動への参加
②日本船舶の航行に重大な影響を及ぼす海域での機雷の掃海
③米国が武力攻撃を受けた場合の船舶検査などの対米支援
④イラクのクエート侵攻のような国際秩序に重大な影響を及ぼす武力攻撃が発生した際の国連の決定に基づく活動への参加
⑤日本領海で潜没航行する外国潜水艦が退去要求に応じない場合の対応。

法的には何の根拠も権限もない「私的」な勉強会が、安倍の意を汲んでやっている。

憲法違反がつらなる　安保法制懇の 4 類型

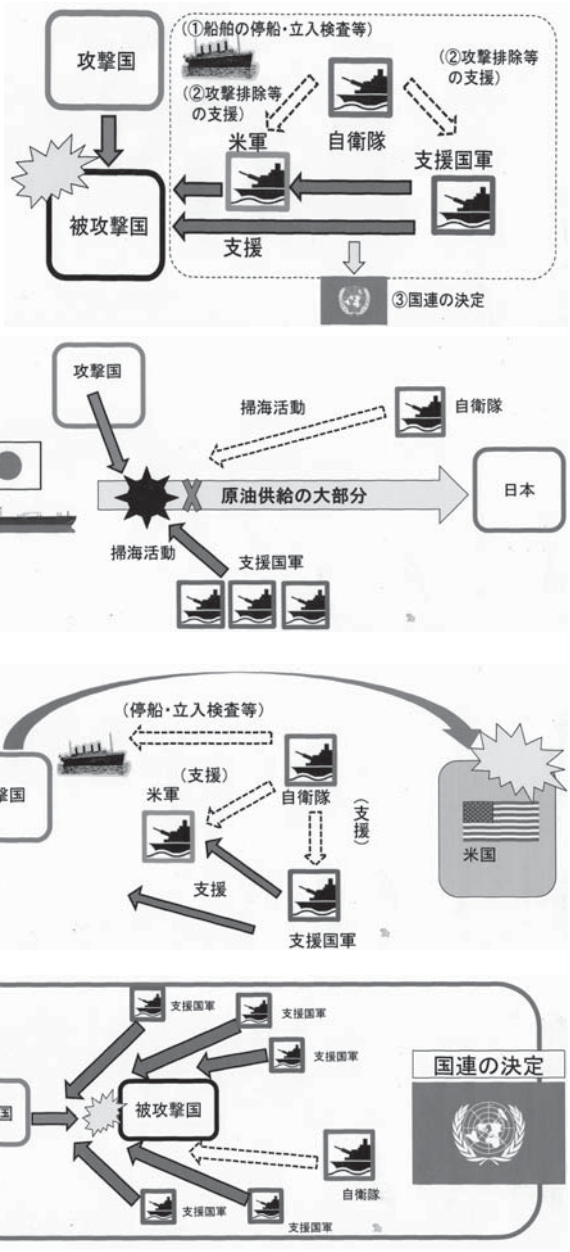

＜検証＞すると憲法違反、国連憲章違反などであり、集団的自衛権とは無関係である。

(1)「公海上での米軍艦の防護」について：「公海上」での武力発動は憲法違反であるが、「安保条約」でも定めていない条約に違反する行為である（田岡俊次軍事ジャーナリストも指摘している）。冷静に考えると、“世界最強といわれる米軍のイージス艦などに対して攻撃する国があるのか”。そんなことをすればその国は報復攻撃を受け、自らの存立を危うくする。そんな愚かな行為をする国があるとは考えられない。危機を煽り正当化するための議論である。机上の空論でしかない。

(2)「米国に向かう弾道ミサイルの迎撃」：米国本土へ向かうミサイルはロシア領上空か北極圏上空を経由し、日本が迎撃することは不可能である。机上の空論もはなはだしい。

(3) 国連平和活動の際の武器使用：この事例はそもそも集団的自衛権行使とは無関係である。米国のイラク戦争のような行為

衛権行使とは無関係である。米国のイラク戦争のような行為に加担することはＰＫＯ派遣ではない（憲法違反）。ＰＫＯは武力行使を目的とするものではなく、自衛隊がどうするかは国会で慎重な議論が必要。

(4) ＰＫＯの「後方支援」問題：後方支援は戦争行為に必要不可欠な行動である。武力行使が必要なＰＫＯには参加出来ないのが現在までの確立された方針である。また、「国際紛争解決のための武力行使」にあたり、憲法で禁じている。国連憲章第２条第３項は、「すべての加盟国はその国際紛争を平和的手段によって解決しなければならない」としており国連憲章違反となる。憲法を遵守する限り日本は武力行使を伴う海外派遣は出来ない。

(5) 5 事例にある②機雷の掃海は集団的自衛権とは無関係な事例である。問題は、「５事例」の①と③である。公海上で他国の船舶を「臨検」したり、貨物を没収したり、船舶を拿捕する行為は、「航海の自由」を侵害する行為となる。船舶が籍をおく国への「主権侵害」となる。これらの行為は相手国に対する実質的な「宣戦布告」となり憲法違反である。

私的諮問機関で議論していることは、自衛隊を地球規模で展開し武力行使するための口実を作ることである。憲法も国連憲章も日米安保条約も無視することを閣議決定し、「憲法解釈」を勝手に変更することは国会軽視と立憲主義を崩壊させる行為であり許されない。

危機感を煽って自衛隊の行動範囲と行動の大義名分を拡大するための「口実」作りである。自衛隊員とその家族は無視され、国民を不安に陥れ日本を国際社会から孤立させる道である。自民党内からも反対や慎重論が出たので、集団的自衛権行使にあたる自衛隊の活動範囲を、「日本領海と公海」に限定する方向で調整、と報じられている。しかし、本質的な問題は何ら変わらない。

問題点：

①集団的自衛権行使には地理的な制限を設けない。「公海」とすればどこでも行くことが出来る、

②他国の領域内に入らないとするが、米軍や関係国の要請があれば「例外」として認める（自衛隊が「地上戦」に参加することもありえる）、

③行使する対象国も広がる。

“我が国と密接な関係にある国（国家安全保障基本法案でも）” は、同盟関係の米国と限定しない方向であるから、集団的自衛権行使の対象国は限りなく広がる（註：この項は、3 月 29 日付け朝日新聞記事を参考にした）。 “何がなんでも自衛隊を使って武力行使をしたい” との思惑が透けてみえる。

◆集団的自衛権を何故必要とするのかー必要はない

安倍首相の狙いは、『「敗戦」という事実を否定する。平和憲法を基盤として戦後築いてきた歴史の否定』である。安倍の目的は、「戦後レジームからの脱却（戦前のような強い国日本の復活）」であるから、その目的実現のためには手段を選ばないのである。

そのためには、勇ましい言動とナショナリズムの高揚が不可欠である。中国･北朝鮮を敵視し憎悪感を煽り、韓国には「嫌悪感」で接する（歴史認識の捏造行為を伴う）。

日本が攻撃されるとの脅威感を煽り、「国防優先」の政治体制を構築することである。

もう一つの狙いは、同盟国米国の言うことは何でも聞く―という日米同盟の強化・深化である。その目的は、“米国の言うことは聞くから、日本の言うことも聞け” である。日本が戦争するときには米国も一緒に戦ってくれ、ということである（当然、米国は嫌がる）。

東アジアの危機的状況､一触即発状態といわれるが､それは「ナショナリズムを煽りたててきた日本」が作り出してきたものでもある。

安倍首相の『靖国参拝、村山首相談話の見直し、慰安婦問題の国家の関わり否定』などの言動に加えて「領土問題は存在しない」と言い募り、中国・韓国・北朝鮮を刺激し挑発を繰り返してきたことである（対抗して中国・韓国もナショナリズムが高揚してきた）。

日本が攻撃されると脅威感を煽りたて国防意識が浸透すれば、軍事力増強・軍事国家への道が開ける。冷静に考えれば、中国も韓国も北朝鮮も戦争する考えはなく、また、戦争など出来ない状況である。米国もロシアも冷戦時代のように名目を作って戦争することは出来なくなっている。それが国際社会の流れである。

軍事国家への道を歩むことが支持されれば、日本も「軍産複合体制」国家へと進む。軍産複合体制が確立すれば誰が喜ぶか―を考えれば答えは出る（原発も同じである）。三菱重工などを中心とする防衛産業であり財界である。政治家は政治資金が増える。

教育も文化も経済も法律までも政治に従属させられる国が作られる（国家主権）。

アジア・太平洋戦争に敗北した日本が、国際社会に復帰し信頼され経済復興を遂げた理由を､私たちは今一度考えてみるべきだ。

日本は「平和的･民主的国家」として再生することを宣言し､「平和憲法」を基盤として歩んできたから、国際社会の一員となることができ信頼を獲得してきた。

「国際紛争を平和的手段によって解決する」ことを原則とする国連憲章の精神を守ってきたからである（安倍の積極的平和主義＝集団的自衛権とは逆の道である）。

私たちは、戦後、平和憲法と国連憲章の基本原則を大切にして構築してきた、「戦後体制」に自信と誇りを持つべきである。

集団的自衛権行使によって、「国際社会から信頼」されてきた日本の姿を自らが崩してはならないと考える。「孤立」の道ではなく、武力に依らない方法で「国際社会との共生」を目指す道を歩み続けることが最善の道である。一党独裁や先軍政治がもたらす国・社会では、基本的人権は無視され人が「個」として尊重されない国・社会になることは経験済みである。

註：東北アジア情報センター会報 30 号の「憲法を空洞化する国家安全保障基本法」拙論を参考にして頂ければ幸いである。

自衛隊が９条に還る道
自衛隊を災害救助隊へ

新倉裕史（非核市民宣言運動・ヨコスカ）

●10 万人の経験

私たちは、横須賀で「自衛官－市民ホットライン」という活動をしています。1992 年、自衛隊のカンボジア派遣時にスタートした運動です。それ以前 (1970 年) から、基地の町で反基地運動を行なっていますが、自衛官だけではなく、米兵も含めて兵士に語りかけることを、平和運動の重要な柱として考え行動してきました。

東日本大震災では自衛隊が大活躍しました。私たちは今、自衛隊を災害救助組織に変えていく提案を、平和運動がすることが必要ではないかと考えているのですが、「危ない」という批判も多く頂いています。そうした提案は結局のところ、うまく利用されるだけで終わる。軍隊としての自衛隊存続に手を貸すだけだと。

私たちにその心配がないわけではありません。しかし 2012 年 1 月に内閣府が行った世論調査でも明らかですが、東日本大震災での自衛隊の活躍は、圧倒的な国民の支持（97.9%）を得て、「自衛隊によい印象を持っている」も過去最高の 79.7%となっています。

私たちは東日本大震災で「活躍」した自衛隊が、そのことによって軍隊では無くなったから、災害救助隊へ横滑りさせよう、と言っているのではありません。むしろ逆です。私たちの問いは、圧倒的な認知を受けた自衛隊が、より強固な軍隊へと向かわないために、今何をすべきか、です。

そのための歯止めが、ほかでもない「災害出動」です。多くの自衛官が災害出動を動機として入隊していることが、自衛官の問題を取り上げた多くの書籍が指摘しています。国民の自衛隊認知の理由も、ずっと災害出動が 1 位です。

10 万の自衛官が、かつてない規模の救援活動に従事し、力を発揮し、そして多くの被災者から感謝された、この経験を大事にしたい。過酷な任務の中で、日々命の尊さを実感しただろう自衛官が、災害救助と本務である戦闘行動の違いに何かを感じた時、私たちの言葉は、案外近くまで届くのではないでしょうか。

救助隊へのシフトが非現実的というのなら、せめて今回の経験が、自衛隊が海外に展開する軍隊への脱皮を加速させることに使われてしまうのではなく、ブレーキとなるよう組み立て直す努力は、平和運動の重要な仕事ではないのかと思うのです。その努力をしないまま、自衛隊の出動をただ批判するだけでは、社会運動としての信頼は得られないのではないか、とも思います。

自衛隊は憲法違反です。憲法違反の自衛隊を憲法違反でなくするためには、自衛隊そのものを無くすというのが平和運動の答えでした。しかし、その答えは、現実の壁の前で立ちどまったままです。だから、たとえば平和基本法のような中間的な考え方が提案されてきました。しかしそれも、多くの「現場」からは受け入れられてはいないようです。結局は自衛隊容認につながってしまうという警戒心の中で、9 条問題は理念と現実の間で動きが止っているように見えます。

だからその縛りから離れ、災害出動という、現実的な接点を生かして、自衛隊が 9 条の下に還る道を考えよう、というのが私たちの提案です。

●東京新聞社説

自衛隊を災害救助隊へという議論は、そう言うしかないという言い方ではなくて、むしろこの事態を転機に、自衛官の圧倒的な経験に沿って、自衛隊は何のために存在するのかということを、一から問い直そうとする議論です。

地震はこれからも繰り返します。そうした場所に我々は暮らしているのです。とす

れば、国家レベルで災害救助組織はどうしても必要です。国家レベルの救援組織を考えたとき、自衛隊が一番近い所にいることは間違いありません。消防救援隊も、自治体消防も、警察も必死に頑張りましたが、被害の広域化に対応するのには限界がありました。

東京新聞は 2011 年 3 月 28 日の社説で、「災害派遣をより本格的に」と書きました。

「この際、確度が高い災害派遣にいっそう力を入れることにしてはどうか。昨年１２月に閣議決定された「防衛計画の大綱」は、「本格的侵攻の可能性は低い」とし、戦車、大砲といった冷戦型の装備を大幅に減らす一方で、陸上自衛官の編成定数は 15 万 4000 人と 1000 人の削減にとどめた。普通科（歩兵）が増えるであろう陸自に各種災害に備えた専門部門を新設するのは難しくない。過剰な武器の購入費を防災に必要な装備の購入に回し、訓練時間も増やす。国際災害でも「まじめで礼儀正しい」「高い技術を持っている」と派遣先国から絶賛される自衛隊である」。

社説は「国防と災害派遣、二正面での活躍を期待したい」と結んでいますが、軍事的な脅威の低下という事実を背景に、自衛隊の任務を災害対策へシフトしていくという議論は、そんなに唐突な議論ではないことが、ここに示されていると思います。

●自衛隊がかかえたジレンマ

自衛隊を戦える軍隊に脱皮させようと考える人たちは、災害出動による評価が自衛隊の支持基盤を形作ることに、強い警戒心を持っているように見えます。

たとえば元自衛官である佐藤正久議員。緊急出版した新書の中で、自衛隊が災害救助隊を目的とする組織に変わったら、今回のような力を発揮できないと力説します。

「自衛隊は『国を守る』ことが本来の任務です。そのために厳しい訓練や演習を日々、行っています。だからこそ、その応用で災害時の救援活動、支援活動に最大の力を発揮できるわけで、災害救助を最大の目標としてしまったら、それだけ訓練の内容もグレードダウンするでしょうし、結果として今回のような活躍はできなくなってしまうと思います。それは自衛隊と別枠で新たな組織として『災害救助隊（組織）』を立ち上げても同じことになるでしょう。これまでの災害を念頭に置いて訓練をしていたら、今回のような前例のない事態に対応しきれるはずがありません。有事に備え、あらゆる状況を想定し、極限状態を超えたところで鍛練を繰り返しているからこそ、どんな状況でも応用がきくのです」

これは一見すると説得力がありそうな意見ですが、今回の救援実績を冷静に見れば、まったく根拠のない意見だということがわかります。自衛隊は２万人近い人を救い出しましたが、動員数で割れば５ .５人でひとりを救出した計算です。一方消防救援隊は 1.3 人でひとりを救出し、地元の仙台消防局は 0.35 人でひとりを救出しているのです。佐藤議員の指摘が正しければ、「災害救助を最大の目標」とした消防救援隊や地域消防局が、自衛隊を上回る実績をあげることはできないはずです。しかし現実は「災害救助を最大の目標」とし、そのための訓練を日々重ねている組織だからこそ、自衛隊を上回る実績（ ひとり当たりの救出数の比較 ）をあげることができたのです。

佐藤議員は、「いっそのこと自衛隊は災害救助部隊にしてしまったほうがいいのでは」という声が上がることを警戒しています。何よりその声が、軍事力の削減を伴ってしまうことに強い危機感を抱いているのです。だから、自衛隊という軍事組織だったからこそ、大きな成果を生んだんだと力説します。

（「ありがとう自衛隊」佐藤正久、ワニブックス新書　2011）

?

自衛隊が救援組織にシフトし、「災害救助を最大の目標」とすれば、さらに大きな力を発揮できることは明らかです。そのことは出動した 10 万の自衛官も同じように感じているはずです。ここに希望がある。私たちはそう思います。

（法学館憲法研究所「今週の一言」に寄稿した文章に加筆しました）

自分の一番好きな日本国憲法の条文

中学三年生の自由な意見表明

T・K（元中学校教員）

きみたち中学三年生が書いてくれた憲法の感想文から内容豊かな、中にははっとするような素適な考えに出会いました。私自身とても勉強になりました。私はこれからも「日本国憲法」を人生の羅針盤にして学んでいきます。

前文

① やっぱり一番は平和だと思いました。

② 敗戦も踏まえ、戦前の軍部による政治を変え、国民主権になった日本の憲法のあり方が、全てここに詰まっていると思う。

③ この憲法が制定されるに至った経緯、この憲法の目的がはっきり書かれた重要な部分だと思う。

④ 「日本国民は、恒久の平和を念願し…」。国民が平和を願えば、たとえ日本が戦争をする方向へ向かっていても、国民の意思によって止めることができるから。

⑤ 日本国憲法の全体的な目的が理解できる。

前文・第9条・第98条・第12条

前文は憲法の方針や思いが書かれており、この文章を変更することは永遠にないことを願います。第 9 条は戦争を放棄し戦力を保持しないと定めてある。そのため改正しないで欲しい。第 98 条は昨年小沢代表が憲法改正反対の理由の一つにしていた条文で、憲法は国の最高法規と定めてある。第 12 条は憲法の自由・権利を濫用してはならないと定められており、この条文を大切にして欲しい。

第1章

・ 天皇が好きだから選びました。

第7条　9項

① 外国との関係が良くなり、戦争の危機などがなくなるから。

② 外交関係も良くなり、日本も他国と友好同盟など結ぶことにより、昔のように原爆という恐れもなくなるから。

第9条

① 平和がやっぱり 1 番だという思いもあり、世界平和への道を進んで欲しい。

② 戦争はしても意味なんかないし、大量の死者を出してしまうので、もう二度と起こらないで欲しい。

③ 戦争とは上の人たちが国民を使って無駄なことをしているだけなので、全ての国の国民が国を動かすようになって欲しい。

④ 日本が平和でいるために不可欠の憲法です。だから好きです。どうかこれからも第 9 条を維持して下さい。

⑤ 今までに覚えてきた条文で一番頭に残っています。この条文があるからこそ、今の自分たちは平和に日々を過ごせているのだと思います。

⑥ 日本は平和でならないといけないことを言ってると思う。

⑦ 戦争に独裁政治で突入した日本だからこそ、戦争の残虐性が理解でき、それが言葉として表れているからです。またこれにより戦後 70 年平和の国日本として威厳が守られており、尊敬する国もあると思います。これからも第 2 章第 9 条を一文字たりとも改変せず、守り続けたいです。

⑧ もしも今この条文が変わったら戦争の場に行かなければならないから。

⑨ 戦争しなくていいから。

⑩ ルールにするようなことではないと思うが、戦争をするよりはましだと思う。

⑪ 僕たちはこれで戦争に行かなくていいからです。平和ボケとかいうけどもともと戦争はない方がいいです。

⑫ 今問題となっている 9 条だけど、これは変える必要性はないと思っている。実際に戦争をする必要はないと思うし、この 9 条のおかげで平和が保たれていると思うので、9 条は非常に大切だと思う。

⑬ 第二次世界大戦後、日本国憲法の中で第 9 条が決められた事で今の自分たちがあり、国際社会があるのだと思う。第 9 条が改正されそうな時があったが（改正されるとは思っていなかったが）、このままで良かったと思う。僕はこの世代に生まれて、戦争の経験のある方がいる中、話を聞けたりでき幸せだったと思う。いずれ日本にも戦争を経験した人も亡くなってしまい、戦争の恐ろしさを知らない人ばかりになるかも知れないが、憲法改正など軽々して欲しくないと思う。

⑭ センソウキライ。

⑮ この憲法のおかげで僕たちが戦争に行ったり、徴兵されることがないと思うと安心できるからです。何よりも日本が平和であることに感謝しています。だから第 9 条をなくしてほしくないし、簡単に変えてほしくないと思いました。

⑯ この条文は他の条文に比べて、義務やしていけないことが書かれているのでなく、過去の歴史について書かれているので、めずらしいと思いました。

⑰ 「国の交戦権はこれを認めない」の条文は、あやしく議論している自衛隊など問題がたくさんあるが、世界を代表する条文である。

⑱ 平和の考え方を簡潔にまとめているところが良いと思う。

⑲ 平和というのは本当に大切なことだと思います。平和であれば無駄に人を殺してしまうこともないからです。

⑳ 平和を守る手段としては、すごい条文だと思いました。

㉑ 日本の平和に対する考えがまとめられている。世界中の誰もが共感できる条文だと思う。

㉒ 日本がもう二度と戦争をしないことと、戦力を保持しないということを誓っているので、日本は平和というイメージが強い国になっていて安心できる。やっぱり平和が一番！

㉓ 世界中で戦争や紛争が起こってほしくないです。

㉔ 小学校が被爆校ということもあり、平和について良く話してもらっていたからです。

㉕ 昔のように人々が戦争に苦しまされないようになるのでいい憲法だと思う。

㉖ 中国や韓国との緊張関係は話し合いで解決して欲しいです。戦争になれば、徴兵されるのは僕らの世代なのだから。

㉗ 日本での戦争が広島と長崎原爆であったことは知っていたのですが、当時の戦争でのことを知ることができ、平和の大切さが分かりました。

㉘ 争いで物事を解決する事を否定した日本の平和主義の最も分かりやすい形になっているものだと思います。絶対に変えてはならないと思う。

㉙ 人類はまず生きているということが大事だから、9 条の戦力を放棄するということが一番好きというか、大事だと思う。

㉚ 戦争がなく平和に生きていけるのは 9 条のおかげだと思うからです。

㉛ 9 条のおかげで日本では戦争がなく平和で暮らせているのでありがたい。

㉜ この憲法はこれからも絶対に守っていかなくてはならない大切なもの。

㉝ 生まれ育った街が広島とあってか、最近の日中や日韓のことで平和に対してとても心配に思っています。

㉞ 原爆を受けた市・県として国として、この憲法は守っていただきたいと思っている。だから、今の政治家が9条を廃止しようとしているのは、とても悲しいことです。できればアベノミクスをやめてもいいので、政権交代をしてほしいです。

第3章

・国は国民に対して義務を守ることは当然だと言っていると思えるが、逆に国は国民のために尽くさなければならないのにその姿を見たことがない。今の日本を動かしている政府の人間は、弱いものいじめを知らず知らずに行っているようにしか見えなく、また彼らの理不尽さにも腹が立った。今の世の中、日本国憲法の力がどんどん弱くなっているように感じる。

第 11 条

① 基本的人権は日本国憲法の中で、最も重要だと思います。この基本的人権があるため「いじめは犯罪」ということがあるのだと思います。あと最低限、小学校等々で「いじめは犯罪」の理由を教育した方がいいと思います。なぜならいじめは小学校あたりが多いからです。統計データを調べてみました。

②「侵すことのできない永久の権利」という言葉に大きな意味があるなと思った。

③ 基本的人権について「侵すことのできない永久の権利」ということや、基本的人権が憲法などの重要な事柄の基盤となっていると思う。

第 11 条〜13 条

・この部分は主に国民の権利について書かれたものであるので選んだ。国民の権利はこれまでいろいろな人が苦労し、汗や血を流してまでも勝ち取った近代思想の象徴であるため、人類が大切にして欲しいものの一つである。

第 11 条・97 条

① 人権を侵すことのないことを願います。

②「侵すことのできない永久の権利」という言葉に大きな意味があると思った。

第 12 条

① 自由は人間にとって最も大切だと思う。

② 12 条は自由・権利の保持についてのものです。僕が国民というのもありますが、これを選びました。この条文の一番いい点は国民への自由・権利の確保ではなく、自由・権利は我々（国民）の不断の努力によって保持されるとしている点です。国民は国からもらってばかりではいけない。自らが絶えず努力することが必要であると僕も感じています。こういう戒め的なところが気に入っています。

第 13 条

① 公共の福祉に反しない限り幸福を追求できることは、昔の日本とは違うしいいと思った。

② この「個人として尊重」の内容の中に「立法その他の国政の上で最大の尊重」という言葉があり、日本国憲法の中で最も尊重するもので、それが個人の幸せだったのが良かったです。自分の中では初め国の権力などかと思っていたので、良い表現の仕方だなと思いました。

③ 「すべて国民は、個人として尊重される」。このフレーズに僕は感銘を受けました。世界の中に奴隷的な扱いが残っている国がある中、この思想は大事だと思います。

④ 人間として生きる限りやっぱりまず一人ひとりが尊重し合うことが大事だと思う。そして何より、最大の尊重を受けるというのは、その人の存在だと思うので、一番好きです。

⑤ この文章から思った事は、憲法らしい文章だなと思ったからです。憲法とは国民を守り、国民のためにあるものだと思うので、この文章を読んだとき、「すべて国民は個人として尊重される」や国民の幸福追求の権利に対し、「最大の尊重を必要とする」と示してあるのを見て、感動しました。今の生活は憲法によって成り立っているんだな、と思い直しました。

⑥ 個人の尊重というのは、一人ひとりが大切にされているということでもあると思っているので、素適です。何より幸福を追求する権利なんて、誰もが明るい未来が待っていることを決定づけているようです。それでも思っていた明るい未来にならない人がいたり、より良いものになる人もいたりと様々なことを考えさせてくれます。

⑦ 大切な条文なので、これは改正されないで欲しい。

第 14 条

① 法の下の平等が保障されている。人間が平等であることがよく分かる。

② やっぱりいつの時代になっても人の間で差別なんて存在してはいけないと思うし、差別をした方も差別をされた方も気分はよくないと思うから。

③ 同じ人間として差別されないことはようやく実現したことであり、これからも人々がお互いに助け合える社会が維持され続ければいいと思う。

④ 平等が一番良いと思います。世の中には不平等なことがあるので、社会的格差を無くしていきたいと思います。

⑤ 近年、いじめ、身分差別などの問題が起こっています。世界的にも問題になっています。僕は差別がなくなって人々が皆平等に暮らせることについて賛同します。

第 16 条

・ 国民が政府に対して請願出来るということは民主主義において不可欠なものだと思った。

第 19 条・第 10 章・第 9 条

・ 日本国憲法が制定される前は、人としての権利が保障されていなかったり、戦争でたくさんの命が奪われていたので、これらの条文ができたおかげで悲惨なことが起こらなくなったり、平和な日本になったので、良い条文で大切にしていくべきだと思います。

第 23 条

・ 学ぶことは強制されることだと思っていたのですが、公民の授業でやった時、学問が自由であることを聞いて、いつでもやめられるということに、逆に責任を持てるようになったからです。

第 25 条

① どのような人でも日本にいるのなら、最低限度であっても生きていけるというすばらしさに感動しています。

② すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有するというのは、当たり前のような事だけど、他国などを考えるとこのような憲法を決められるということはそれだけ社会が良いことなので、自分は幸せなんだと思い、一番好きです。

③ 僕の兄は生まれつきに障害を持っておりずっと車いす生活です。生まれた時は 20 歳まで生きられるかどうかと言われたくらいです。その兄がいたので僕はずっと日本という国や広島が不便ということを知っており、特別視されていることも知っています。なので、生存権に書いてある事が大切だと思います。

④ 日本という国が国民を安全に守っていると感じる。

第 26 条

・「すべて国民は…その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」。この部分に対して僕は、心を引かれました

第 33 条

・ どんな人でもそれぞれの個人が最低限守られている事に感心した。以前のような非情な刑罰を軽減できると思います。

第 48 条

・ 日本の政治を守るためにちょっとしたことでも守ろうとする心意気が伝わる。この条文に限らず、今の日本国憲法には、日本の平和を保ち戦時中のような悲惨な状態から少しでも良くしようとしていた先人の努力が分かってきます。僕は政治家にはなれませんが、選挙権が持てるようになったら、少しでも多くの選挙に行き、少しでも貢献したいです。

第 51 条

・ 議員の議院での発言は院外で責任は問われないというのは、議員が堂々と発言できるからいいと思う。

第 59 条

・ 両議院で可決したとき法律になるところがいい。何故かというとじっくり悩めるから。

第 103 条

① 103 条までの補則を含め、それでこの憲法全体が成り立っているのだと感じました。

特になし

・日本は第二次世界大戦に負け、この憲法を作ったが、実際には米国の草案を使っていて、米国の半強制的な憲法だから。自分たちでしっかり過去を反省していない。

教科書ネット・ひろしま講演会「安倍教育再生の暴走を止める広島集会」に参加して

辻　隆広（中学校教員）

【中学生と教科書】

ある中学校の教員から社会科の教科書に対する中学生のとらえ方を聞いた。とても興味深かった。中１の地理的分野の授業で、「日本の領域」について学習する。世の中では「領土問題」として話題になっているところだ。今目の前のできごとを教材化するという意味で、いわゆる「安倍教育改革」の一環である日本政府による学習指導要領解説書の改定について、中学生に考えさせた。

使った資料は①現在使っている教科書の記述の参考になっている解説書の記述は「日本と韓国…」であるが、改定されて「日本政府の意見を書くこと」と明記された、という新聞記事②解説書の急な改定とその内容について懸念を語る教科書出版社や社会科の教員についての新聞記事のふたつ。

中学生は教科書で日本政府の意見を強調することで、日本と韓国の関係が悪くなることを心配する意見が多かったそうだ。領土を守るために教科書で日本の領土だと主張する方がいいという意見もあったが少数であった。また、日本が以前アジアへひどいことをしたから、自分の領土だと主張してもわかってもらえないのだ、と侵略戦争や植民地責任まで触れた生徒も少なかったそうだ。

中学生は①学校・世の中にはいろいろな立場の人がいる。それぞれの立場を分かり合えるような勉強が必要②教科書は一方的な主張ではなくて、事実をきちんと書くべきだ、という社会科の教科書観を持っているようだ。

これは学習指導要領のねらいに即した授業というべきだろう。

【安倍教育改革への不安】

今回の集会は大きな危機感を持っての集会だった。最初に教科書問題を考える市民ネットワークの総会、それから記念講演・高嶋伸欣「安倍教育再生政策の問題点と我々の対応」が行われた。参加者５０人に上る集会であった。

最初に司会者や主催者あいさつで、今日本政府はこの国は戦争ができる国づくりを強力に進めている。そのために命令に従順な国民をつくる必要がある、という現状についての問題提起があった。これについてはその通りだと思いながらも、どうしてこんな時代になってしまったのかの疑念が同時に浮かび、素直に頭に入ってこない。あいさつの方で、世の中の流れはひどくなっているという訴えがあり、ネイティブアメリカンのことば、「七世代の先を見て生きよ」が紹介された。

私自身は教育現場で働いていて、矢継ぎ早に出される安倍教育改革に、明日の仕事の展望を失いつつある。しかし、一方安倍教育改革を先行しているような教育現場の状況も頭をよぎる。もう今そこにあるだろう、という思いも集会中、消えることはなかった。

高嶋さんの講演は何度も経験している。ていねいな資料収集を通じて今の状況を光と影を併せて説明する。相手の思考をその思考の文脈にそって正確に読み取り、上っ面ではなく深く批判する。今回の講演のサブタイトルに「教育への露骨な政治介入から生まれつつある安倍包囲態勢」とあるように、相手が調子に乗ってきている今、弱点が次々と露呈してきている、私たちにできることはいっぱいある、と語りかける講演であった。

以下、講演の紹介をしたい。

高嶋さん自身、「高嶋さんは楽観的すぎる」と言われることがあるそうだ。でもその主張には根拠がある。それは高校教員として子どもたちと対峙する中で、培われたもののようだ。アジアの人たちと共に歩んで欲しいとおとなが子どもたちに望んでも、子どもたちはアジアには一方的な差別意識しかない。でもそれは子どもたちに要求する大人の社会の方が、アジアに対して蔑視していることの反映だ。そこを変えていかないで、子どもだけに求めるのは無理というものだ。

一方、高校生は、教員が本当のところを語り合おうとしているのかを見抜く。教員は生徒に対しては権力者。それを教員が自覚して、真摯に事実に学んで子どもたちと共に学ぶ大人の姿勢を見せると子どもは変わる。いや子どものそういう姿勢が大人を変える。高嶋さんは 1980 年代に東南アジアに日本政府が残したつめあとをたどり、戦後日本社会のもつアジア観をまっとうなものに変えてきた。

【法律をねじ曲げる安倍政権】

安倍政権の教育政策や歴史認識に関わる問題をどう見ればいいのか。安倍政権は改憲を目標とし、その目標のために教育の利用をめざしている。教科書検定では「日本人としての誇りが教育の基本」「（教科書検定制度について）検定基準に改正教育基本法の精神が生かされていない」と述べる（2013 年 4 月 10 日　衆院予算委員会）。そして「いまだに自虐史観や偏向した記述の教科書が多い」（自民党公約）とし、中国や韓国などアジア諸国との歴史的関係に配慮するよう求める教科書検定の「近隣諸国条項」の修正をも、安倍政権はにおわせている。

しかし、安倍政権がその政策を進めようとしても、その中身があまりにお粗末で政策そのものが安倍政権をゆるがす原因をつくり出していると見るべきだ。先ほどの衆院予算委員会で下村文科相が 14 年 4 月から使用される高校教科書の検定結果に対し「新しい学習指導要領にのっとった教科書記述になってない部分がある」と指摘し見直しを検討することを表明した。すでに検定を通った教科書を否定する、行政が法律を否定する法治国家とはいえないような発言だ。

そのことは別にして、教科書に関わる法律や法律の体系では、「自虐史観」を否定するとか「日本人の誇り」を教えるということから教科書を評価するということはあり得ない。「改正教育基本法」を具体化し教科書に大きな力を持つのは学校教育法（平成19 年改正）であって学習指導要領ではない。安倍首相も下村文科相もなぜか学校教育法には触れていない。学校教育法では元来、高校生に批判力の修得を求め、改定学校教育法では、小学生にも思考力・判断力の育成を求めている。これを日本の教育政策のスタンダードとしなければならない時代（誰にとっていいか悪いかはともかく）なのだ。これをスタンダードとすべきなのに安倍首相も下村文科相も勉強していない。

【村山談話と安倍政権の弱さ】

以前安倍政権は「お友だち」内閣と批判されていた。今回の安倍内閣も外交について国益を計算できる人物がいない。　領土問題・歴史認識・従軍慰安婦問題、改憲・集団的自衛権（解釈改憲）と注目を集めてきた。目標である憲法改正を進めるためには、国際環境を計算しなければならないが、それが理解できないらしい。なぜあのタイミングで靖国参拝へいくのか？中国はこれを「戦後世界秩序（ポツダム宣言）に挑戦する危険な国日本」として国際社会に宣伝している。アメリカ政府から日本政府に対して強い懸念が伝えられる状況にきている。アメリカとの関係を重視すべきという政治勢力が強いにもかかわらず、安倍政権内部から「アメリカの裏切り行為だ」「これが同盟国か」という不満・批判が簡単に公になった。　次第に自民党内部から安倍政権に対して批判が出てくるようになってきた。自民党の御意見番たち（戦争体験者など）も公に安倍政権への心配を表明しはじめている。

安倍政権はそういう事態を乗りきるために「村山談話」堅持「河野談話」堅持を繰り返し表明せざるをえなくなっている。

教科書を国民づくりに利用することしか考えが及ばない権力者は、学習指導要領によって、教科書の記述に政府見解を書き込ませることにした。それは安倍政権側にとっては手痛い失敗になる可能性が大きい。その重要なひとつが、安倍政権のその政策によって積極的に「村山談話」を取り上げることができるということだ。

「村山談話」は植民地支配と侵略を認め反省と謝罪を表明した1995 年の村山富市首相談話のことである。もちろん閣議で検討され決定されたもので日本政府の立場を表明したものとして重要な位置を占める。歴代の内閣も継承を表明してきた。安倍政権になって、2013 年「そのまま継承しているというわけではない」と発言し、大きな反発を受け、現在は「村山談話」を引き継いでいると言わざるを得ないようになっている。教科書執筆者は研究に研究を重ね、子どもたちが考える価値のある教材を作りあげてきた。その研究と工夫の歴史的な積み重ねを、安倍政権は理解する力がないし、一方私たちはその積み重ねを意識して守り、実践につなげなければならない。

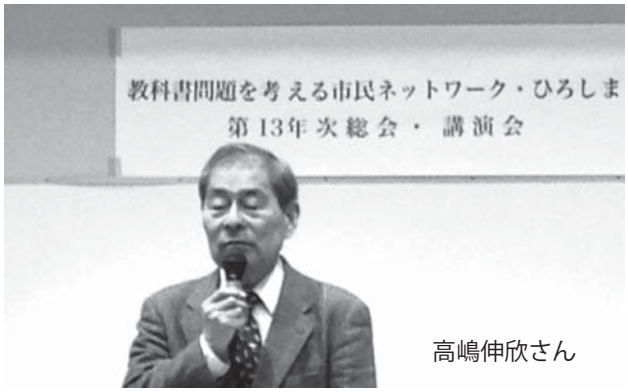

高嶋伸欣さん

安倍政権が進める教育改革に対して「戦争ができる国づくり・国民づくり」というキャッチフレーズがある。高嶋さんはこれは少し足りないのではないかと感じているそうだ。今高嶋さんが考えていることばは、今進められている教育改革は失効したはずの「教育勅語体制」であり沖縄での「皇民化教育」にあったもの、そのめざすところを「動物的忠誠心」だと表現したらどうかという課題提起があった。

「動物的忠誠心」を「批判をともなわない忠誠心」と言い換えると、安倍政権のめざす教育の恐ろしさがよくみんなのものになるのではないか。　今、そういう意味でも批判を許さない政策運営を、もっとも現場で批判し安倍政権の政策を跳ね返そうと取り組んでいるところが沖縄の竹富町ではないか。以上が高嶋講演について筆者のまとめである。

【中学生と教科書　その２】

呉市では育鵬社の歴史的分野・公民的分野の教科書を採択して３年目に入ろうとしている。安倍政権は教科書に何が書いてあって、何が書いてないかばかりに関心がある。授業とか子どもたちがどう育つかには関心がないというか、現代社会を生きる教育哲学がない。恥ずかしいと思う。人権とか民主主義、紛争の平和的解決、多様な生き方を承認するという国際的に共有している価値を身につけていない。

育鵬社の教科書はアジア侵略や太平洋戦争の記述ばかり問題があるわけではない。18 世紀、イギリスを代表とする産業革命の記述に、労働者の過酷な労働実態や、女性・子ども労働の実態が書かれていない。明治時代後期の日本の産業革命のところでも、有名な女性労働の過酷さ（「ああ野麦峠」「女工哀史」など）が記述されていない。特異な教科書である。

それでは子どもたちは文句を言わないおとなしい労働者に育つのか。そうではない。子どもたちは、自分たちの周りの環境を通じて、労働問題について日々考えさせられているのだ。子どもを侮ってはいけない。人間として虐げられることを許しはしないだろう。　教科書で労働問題・労働運動の歴史を学ぶということは、子どもたちがそうやって持っている怒りに道筋をつける手伝いをすることだ。安倍政権はその手伝いを放棄して、ただ命令だけで子どもたちを動かそうとする。それは安倍政権の強さではなくて弱さの現れだ。

福島の声を聴いてほしい

空想民族音楽 SAYAN
☆RIN *) SHU☆
MACHIKO

SAYAN は昨秋 10 月、5 月以来 2 度目となる福島へ、メンバーでもあり同志でもあった亡き妹 眞知子の遺志も携え、お米を届けながらボランティア演奏交流の旅をしました。

初めて伺った福島市飯野町にあるしょうがい者通所施設 [麦の家] の代表をされる佐藤幸子さんから、原発事故により山形に避難させて、今は山形県の全寮制学校生のお嬢さん 佐藤美菜さんの手紙の写しを託されました。佐藤幸子さんご一家は福島県川俣町で長年自然農を実践しながら、実習生も受け入れる [やまなみ農場] を運営して来られました。

多くの人たちに読んでもらってもいい…と、ご本人の承諾を得ているそうです。私たちもコピーして友人たちに手渡してきたのですが、出来るだけ多くの方々に読んで戴きたいと思い、第九条の会ヒロシマの会報にと藤井純子さんに託しました。どうぞご一読下さい。

☆　この文章は、昨 2013 年 9 月 7 日、学校の朝の礼拝で話された内容を母親に送られた手紙からの転載で、原文のままです。

9 月 7 日

思ったことを書いただけなので分かりにくいかもしれません。
私は名前も知らない人に泣きながらあやまられました。
「私たちのせいで関係のないあなたたち福島の子供が苦しむことになってごめんなさい」と
私はなにも声をかけることがきませんでした。
つらくなかったと言えば嘘になります。福島に残ると言えば悲しい顔をされます。私は母のそんな顔見たくありません。
福島に残るということは将来、病気になる確率が高くなり、結婚して子供を産むことに抵抗を覚え 子供を産めば その子供が苦しむかもしれない。自分のせいで。なら産まなければよかったと子供に対してざい悪感と後悔にさいなまれるかもしれません。100% とは言えませんが、少なくとも確率は高くなります。

やまなみ農場の春

この原因は 3.11 からの原発事故、そして放射能もれ。普段の生活で忘れることが多いです。忘れて笑顔になってて楽しい時間が過ごせます。でも「原発」や「放射能」「被災」などの言葉を聞くと、どうしても笑顔を保つことができません。頭が痛くなります。胸がくるしくなります。
3.11 まで原発がどこにあるのかさえ知らなかった私、でも母はチェルノブイリの事故があった時から、福島の原発もいつか事故かなにか起きてしまうと予想していたそうです。
その時、真先に山形の知り合いの家にひなんさせようと考えていたらしいです。
実際、爆発して次の日には、山形に来ていました。テレビなどではよく「2,3 日で帰れると思っていたのに いつになったら帰れるんだろう」という言葉も聞きましたが全く同じです。でも原発が爆発したとニュースを聞いたあと外にでた時、寒気がし、鳥肌が立ちました。このときからうすうす気づいてたのかもしれません。もう元の福島はないと。
私は思うんです。原発の危険性が分かっていながら知らんぷりをする。この罪は直接関わっている人と同じくらい もしくはそれ以上の重い罪だと思います。
私もそうです。危険だと知りながら現実から逃げて、私を福島から離した母をにくみ、今が楽しければ未来が真っ暗でもいい、そんな逃げるような考えをしていた私を私は絶対に許しません。許せないんです。この罪を忘れてはいけないと自分に言い聞かせます。
罪を背負っていかなければいけません。
でもこれでいいんです。いつ病気になるか分からない、産んだ子が健康な子どもじゃないかもしれない。私は そういうプレッシャーがなければ行動できません。
本当はプレッシャーがなくてもやるべきことをやらなければいけないんですが、少したよらさせてください。
やるべきこととは、福島に残って福島を県民として守る ことではありません。
私は自分の健康を守ります。そして次の命が幸せになるようにその次の命も産まれ健康であるために 今の私が健康でなければいけません。何の罪もない命をくるしませることはやりたくありません。私の罪は、2 世、3 世を守ることによってつぐないます。
でないと私が自然農の娘の意味がありません。そして福島を支えて戦ってくださっている方たちを一生尊い、感謝します。
でもこれは私だけの問題ではないです。世界の問題だと思います。今､放射能はもれつづけています。海にも流れています。少しだからなんて見えないからだなんて 絶対に思ってはいけないんです。それほど危険なんです。今、日本の技術で原発を作れるようになりました。私たちのせいで他国にも危険を

さらすなんて、今の私には、どうしたらいいか分かりません。私は今の所 学園でのなやみごとと言えばこれ以外ありません。書きたいことがこれ以外ありません。なやみごとが少なくていいなと自分でも思います。なかなかスッキリしませんが… 本当はこんなこと書けば同情してくれと言っているように聞こえるかもしれません。でも、かわいそうって思うならまず、今の現状を知ってもらいたいです。
話は少し変わって、最近、「結婚したい、子供がほしい」という話をしました。
私はその場から逃げ出したかったです。それから今野先生の夕拝、将来の子供たちや、母のことを考えて泣きたくなりました。
私の明るい未来があったとしても、2 世、3 世の明るい未来が見えなくて、この話をしたくても、私は言葉にするのがニガテです。それでも未来の子供があぶないということは知ってほしいです。ここで、みなさんが聞いてくれるだけでありがたいです。この苦しみ、痛さは消しちゃだめなものだなと最近感じています。

☆　全くの被害者がこのような罪の意識を抱えさせられている痛ましさに胸が塞がる思いです。

お母さんへ

お母さん 本 読んだよ　うち好きな所は何度も読み返しちゃうくせがあるんだけど この本でいうと 自然農のことについて書いてある部分、いわゆる、昔、やまなみ農場のことが書かれてる所が好き。うち、お母さんが放射能の話をしてる時より自然農とか自給の生活してた話をしてるお母さんが好き。
本当にうちって幸せだったんだね。あの家ってすごいんだよね。あの暮らしはもうないんだね。「やまなみ」って 山が波のようになってるとこから来てたんだー。
初めて聞いたよ。いつも名前の由来 聞きそびれてたから。

こっちで園芸で野菜育ててるんだけど、やまなみの畑が どれだけ凄かったのか 今になってやっと分かった。
あんなふかふかで虫がいっぱいいる所 学園じゃ ないよ。
ミミズとかあたり前にいたのに 畑って緑だと思ってたのに、虫なんてあんまりいなくて 畑は 茶色に規則正しく並べられた野菜、うちが見たい畑じゃないなって思う。
だから 園芸やめようかなって思う。

別に有機農業だって全部が全部悪いわけじゃないけど
自然農やるなら卒業してからやるよ。
うちの小さい時の夢は自然農をつぐことだった。
やまなみをつぐのは無理だけど 大人になったらそこそこは勉強しようかなって思ってる。

本当にタイムマシンがあったら、昔にもどりたい。
お母さんにちょこちょこついてったあの時に、まだなにもこわれてなかったあの時に もどりたい

やまなみの家に美菜さんが残したメッセージ

うちが周りと違うことにおびえなかったら、今が変わってたのかな。もうおそいよね。もうおびえない。胸をはって言える。
虫と草と猫と野菜とすべての命と一緒に暮らしてましたって。

……

☆冒頭の [本] とは幸子さんの著書 [福島の空の下で](株) 創森社 2013 年 2 月発行、
これまでの自然農の実践記録と、原発事故以降の活動と深い思いの詰まった本です

幸子さんと子どもたち
左から 2 人目が美菜さん

☆　私たちは今年もまた、島根県益田市に住む友人の米の収穫後、福島に向かうつもりです。私たちが心から信頼する彼は、昨年も自家採種して育て収穫した玄米を軽ワゴンに満載、[麦の家] を含むあちこちに届けたのです…

ある日の SAYAN のメールから・・・

…先日、だいぶ前から江津市有福温泉の病を持つ友人と約束していた繁り過ぎのヤマモモの大樹の剪定作業に行って来ました。見上げるとかなり高いのでどうなるかと思いましたが、上がってしまうと木登り好きの SHU は充分楽しんで帰りました。木登り剪定は作業効率が極めて高いみたい…鬱蒼とした風情があっという間に爽やかになるので驚かれ、私たちもびっくり。有福温泉 [原爆センター] の最後の所長が軽トラで駆けつけて枝を満載、片道 40 分かけ江津の東端のお宅の田まで運び、また 2 杯目満載で帰られました…有福は江津の西の端。彼は 8 月末の有福水害の時にも翌朝から連日駆けつけて初期作業…周囲の泥を洗い流し、床を上げ泥を運び出す力業を、手弁当・差し入れ持参で何日も通ったのです。昨年末近くについに閉館となった、私たちが通い詰め、66 回の演奏会を重ねた有福温泉原爆センターは迅速に解体され基礎を残すのみとの事、妹を抱えて少なくとも 500 回は昇降した懐かしい階段やら色々を想うと胸が痛み見に行く気にはなれませんでした…

第 17 回　許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会報告　とめよう！　戦争する国づくり

藤井純子

今年 2014 年の許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会は、2 月 15~16 日に東京の韓国 YMCA で行われました。広島からは 3 人参加。今年は新しい顔も一人。15 日の朝は大雪。飛行機も飛ばず新幹線に飛び乗り、やっとこさ、12 時半に到着。しかし各所からの参加者も遅れ、なぜか近い千葉、埼玉などからが来られなかったようです。後でのニュースでは山梨は孤立したところも多かったらしく少し遅くの開会になりました。

はじめに高田健さんから、今年 2014 年第 17 回全国交流会は、安倍政権の立憲主義を無視した乱暴な政権運営に待ったをかけるため、全国から集まった皆さんと力を合わせていきたい。この全国交流会ををスタート集会にしよう」と挨拶されました。

プログラムは

講　演Ⅰ　斎藤美奈子さん（文芸評論家）「安倍内閣の暴走と改憲」

講　演Ⅱ　高良鉄美さん（琉球大学法科大学院教授）「集団的自衛権行使への動きと憲法、そして沖縄」

特別アピール　阿部悦子さん（愛媛県会議員、環瀬戸内海会議共同代表）伊方原発再稼働反対運動から

その後、全国交流集会を行い、各地からの報告、16 日の朝は、今年の情勢を分析し、方針を話し合いました。

午後は、靖国神社スタディツアーでは、内田雅敏弁護士からレクチャーを受け、安倍首相が参拝にこだわる靖国神社のフィールドワークに参加しました。

講演Ⅰでは文芸評論家の斉藤美奈子さんが「安倍政権の暴走と改憲」と題して講演してくださいました。

講演Ⅱは琉球大学法科大学院教授の高良鉄美さんの講演でした。「憲法は簡単に為政者の思い入れで国政を変えられないようにある。にもかかわらず解釈で改憲するとは憲法の否定の何ものでもなく、反対の声が強まるのを避けようとしているだけだ。民主主義とは、人権侵害がないよう個人が尊重されているか、言論の自由が保障されているか。情報公開がなされ判断材料が提供されているかなど土台をしっかりすることだ。国会議員、首相、大臣をリコールする法律はないし、税金の使い方も地方では訴えられても国の支出を裁く法律はないし、集団的自衛権行使の訓練は訴えられない。沖縄は名護市長選で民意がはっきりしたにもかかわらず防衛政務次官は「永田町が民意だ」と言った。知事の裏切りは沖縄はは決して許さない。憲法 3 原則を活かせるかどうか問われている。」と結ばれました。岩国と沖縄、広島の取り組みでもあるのです。

帽子のきまった高良鉄美さん

特別報告として愛媛県議の阿部悦子さんは伊方原発再稼働反対運動の取り組みや、瀬戸内海をこれ以上汚してほしくないという環瀬戸内海会議の活動も熱く語ってくださいました。実は、阿部さんにぜひ来てもらいたいと昨秋からお願いしていました。やっと今年の 1 月末になって行ってもいいよと返事がきました。彼女の働きを全国の人に知ってもらい、参加した皆さんは元気をいっぱいもらえたのではないかと環瀬戸内海会議に関ってきた者として嬉しい限りでした。「伊方原発 3 号炉は危険なプルサーマル炉であり中央構造線活断層の上にある。内海の特殊性・閉鎖性水域だから事故がおきれば、漁業資源も文化も根こそぎ壊滅し、周辺 3000 万人の生活が奪われる。小豆島の山を切り開いた土が辺野古の埋め立てに使われようとしている。岩国は貴重な藻場干潟が埋立られ、オスプレイの飛来、空母艦載機部隊の基地とされそうなるとアジアーの軍事基地になってしまう。瀬戸内から日米安保が見えてくる。自民党にも愛媛県選出の村上議員のように原発再稼働、秘密保護法、集団的自衛権行使反対でも孤立無援のたたかいをするリベラルな議員もいる。保守でもそんな議員の力を借りよう。」と力強く展望を語ってくださいました。

その後、全国交流会が行われ、全労協や憲法会議の代表も私たち市民運動に対し連帯の挨拶してくださいました。これも高田さんたちが 5 月 3 日の憲法記念日集会の幅広い取り組みや、秘密保護法の運動など日ごろから繋がり合う努力をしてくださっているからだと思います。そして各地からの報告を聞き、その経験を共有しました。最後に、集団的自衛権行使容認に全力で反対していくとりくみを進めることを全体で確認しました。

以下歯切れよい斉藤美奈子さんの講演のまとめてみました。

安倍内閣の暴走と改憲

…特定秘密保護法の成立や武器輸出三原則の見直しによって「戦争への道」が進められる一方で、教育現場においても侵略の歴史を認めない教科書が採択されるなど、改憲し、戦争をする子ども教育が着々と進められていると斉藤美奈子さんは語る。

なぜ「はだしのゲン」問題が起こったか。それは子どもが怖がるという問題ではなく、三光作戦（奪いつくし、焼きつくし、殺しつくす）など日本の侵略の歴史が描かれていたり、ゲンが天皇の戦争責任を問う場面があったり、南京大虐殺、慰安婦問題など侵略戦争ではなかったとする人たちにとって不都合な書物だからだ。

教科書問題においても、2001 年の作る会の扶桑社教科書に対しては大きな反対の世論がもりあがり 1 %の採択だったが、

2011 年の育鵬社教科書にたいしては 3.11 後「がんばろう日本」の掛け声で反対の声が大きくできなかった。領土、愛国心などが声高に叫ばれ侵略、加害の問題が消されていき、副読本（検定なし）でやりたい放題のものが多い。

第 1 次安倍政権は 1 年だったが、で教育基本法を 2007 年に改訂したり様々な布石を打っていた。今回の都知事選で田母神が 60 万票を取ったがそれは 90 年代の「教科書が教えない歴史」（藤岡義勝）や「ゴーマニズム宣言」（小林よしのり）を読んだ世代が 3 ～ 40 代であり、彼らの票が最も多かったのも間違った歴史観によって日本の戦争感が無くなったからではないか。

就職難のこの世代は生活不安が大きく、排外主義へ向かわせやすい。日中・日韓問題では明日にも攻めてくるかのように煽っていて、これまでのワンパターンの平和教育には飽き飽きし、戦前回帰は今の若者にはもう効かない。右も左もない。右翼攻撃に頼らない未来志向の発想をもつ方がよいのではないか。

私は自民党の改憲案はこれが危ないと思う

① 私たちの主権が危ない。

前文　主語が、国民は→国に代わっている。1 条は天皇は象徴→元首としている。99 条　憲法は国が守るもの→国民が守るとなっている。

②基本的人権が危ない。

13 条　個人として　→　人としてになっている。個人主義が横行してきたという理由だが、「人」にしてしまうと漠然として個人の尊重が薄まりはしないか。

21 条　集会、結社、表現の自由が公益および公の秩序で制限される。人々の権利と権利のぶつかり合いであれば調整はできるが人と国のぶつかりあいは、結果は・明白だ。

24 条　家族は助け合わねばならない
戦前に戻ろうではけっしてない。老後、介護は家で見ろという自己責任　福祉切捨てであり、新自由主義の考えから来るものだ。

97 条　全カット　人間の英知としての憲法が謳われている。

96 条の改憲要件の厳しさに加え、97 条で更にこの憲法を簡単に変えないよう厳重に警告している。

③平和主義が危ない

9 条　戦争放棄はそのままでも二項の自衛権の発動ができる国防軍にしている。
五項では軍人その他の公務員（警察、消防など）において審判所を設けるとし、これには警察、司法が入れない軍事法廷、軍法会議となす。戦争が無くても軍隊があるとこうも自由の無い社会になる。

66 条　文民条項では、現役の軍人であってはならないが、1 日でも退役をしていれば良いは、問題だ。

瀬戸内海の地図を背に
アピールする阿部悦子さん

知らせることから

世論調査をみるとよく「どちらともいえない」という項目がある。これは、知らない　分からないということではないか。

＜改憲　ー　賛成・反対・どちらともいえない＞

75%が時代が変わり現憲法では対応できないという。しかし何が対応できないのか聞いても答えられない。

半数以上が 9 条を守りたいというが、それだけでいいのか？

9 条が必要　33%　必要ない 30%　その他 30%　わからない

96 条　知らない 45%　あまり知らない 30%　よく知ってる 17%

とあるが、あまり知らないとは知らないことと同じで、つまり民意は「知らない！？」 ということではないか。

特に集団的自衛権は、わからない、か、よくわからないが多い。つまりこれもわからないのだ。秘密保護法は 2 ヶ月間マスコミが連日報道し反対の声が高まった。よく知れば「集団的自衛権行使」の危険性は伝わるはず。そもそも憲法も条文をよく読んだことがあるのだろうか。今するべきことは、知らせること。

世論調査をする時に・前文を読んだか？
・9 条、その他の条文を知っているか？
・自民党改憲案は知っているか？

このような調査があってよいのではないだろうか。まず内容をちゃんと知ることが大切だから。

若者たちには戦前回帰でなく未来志向で改憲ストップ！

戦前回帰の危険性を言うことが多いが、若い人たちはそのころを知らないし聞く機会もなくなってきている。もっとこれからを考える未来志向の改憲反対の運動をつくる必要がある。たとえば

「戦前に戻る」「軍靴の音が記者会見づく」ではなく
→「殺すのも、殺されるのもイヤだ」ではどうか .

「憲法を守らねばならない」ではなく、
→「平和もやばいし、人権（命　生活）もやばい」ではどうか。.

そして「9 条だけじゃないよ　25 条等に人権条項がある」と知らせると、生活が苦しい若者たちに声が届くのではないか。

イラク戦争のピースパレードで若者たちは「戦争イヤだ」と街に出た。福島原発事故では「原発イヤだ」と数万人もが集まった。そもそも学校教育で憲法を教えてないので知らないのだから、私たちはもっと知らせる努力をしよう。「戦前に戻るではなく、未来志向の運動へ」。

斉藤美奈子さんのお話し、なるほどそうだなぁ安倍政権は極右だと私は思いますし、今戦争前夜だということも耳にします。。若者がわからないのはもっともでしょう。歴史の真実は伝えたい。しかし彼らの生活に密着したところで話しかけることが大切だということ。今年の行動の中では意識して取り組みたいものです。

東京都知事選の直後に準備をしてくださった皆さま、実り多き全国交流会に心より感謝です。　　（第九条の会ヒロシマ世話人）

第九条の会ヒロシマ 22 周年特別講演会　科学者が語り合う 戦争と平和憲法

2014 年 3 月 29 日広島平和記念資料館メモリアルホールで第九条の会ヒロシマ主催、広島県9条の会ネットワーク共催、ノーベル物理学賞受賞者益川敏英さんと理論物理学者で愛知教育大学学長松田正久さんの対談を行いました。

（このまとめの責任はすべて当会事務局にあります）

益川さんとの交流

（松田）今回の広島行きは、即断即決できまった。いま益川さんは名古屋大学素粒子宇宙起源研究機構長として、週に 3 日は名古屋大学にこられ、かつての坂田昌一教授の弟子たちが益川さんの研究室に集まって、エネルギー問題やあるいは社会の問題、憲法の問題を議論している。私が一番若手だが、気持ち万年青年の老人たちがこれまで 6 年間集った。私は 70 年から、広島の大学院で学生だった。今日は昔懐かしい顔を拝見した。縁あって今回益川さんのお供を買って出て、ついてきた。

家は不発の焼夷弾に直撃された

（松田）最近の安倍政権になってから非常に動きが激しく、大きな動きになっているが。そもそも、益川さんは戦中の昭和15年ころ、戦争反対という気もちをずっと持ち続け、組合活動とか、関わってこられた原点を少しお話しいただきたい。

（益川）私は名古屋市昭和区で育った。両親が住んでいた場所は、名古屋でも一番大きな市立の公園がある。つるま公園といって、鶴舞と書く。そこの東南側にあったが、そこはなぜか土地があいてたらしく、陸軍の高射砲陣地があった。そこで B29 が通りかかると、それに向けて高射砲をうつ。しかし、日本の高射砲は高度 7000 メートルまでしか届かないが B29 は 1 万メートルを飛んでいる。だから、高射砲を打つと、B29 に乗っていた人からみたら歓迎の挨拶だ。しかし、当然のことながら、空襲で爆弾を落としていく。我が家はなぜか不発弾をもらった。

周りはみな焼け野が原になり、私のところだけ 1 軒残った。そのときに我が家に来た焼夷弾というのは、次世代型の焼夷弾で、一世代型の焼夷弾というのはこれくらいの大きさで 8 角形。しかしこれは性能が非常に悪く、日本に落とされるのは瓦にぶち当たるとすべり落ちてしまう。第一世代の焼夷弾はもう少し小さくて、ジェラルミン製で瓦屋根を突き抜けて、遅延信管というのか、少し遅れて爆発する。それで、我が家にやってきたのは、２階の屋根と床を突き抜けて、１階まできた。自分の目の前でころころっと転がった。不発弾だからよかった。子どもだから分からなくて怖かったという意識はない。ただ、６，７年経って中学校２年くらいになって、戦争というものが何かということが分かるような知識がついてきたときに、焼夷弾が不発でなかったら多分自分は死ぬか、大やけどをしてたなと思うと、そのとき、初めて怖くなった。

戦争を考え始めた

（益川）そんなことがあって、戦争というものを考えはじめた。但し、中学校に入った当初は、朝鮮戦争が勃発したばかり。朝鮮戦争は日本の転換点になったが、アメリカは戦後に日本を再び戦争ができないような国に、アメリカにたてつくような国力を持たないように、中流国にするつもりで、主導してきた。しかし、中国で共産主義革命が起こり、毛沢東政権ができ、朝鮮戦争が始まる、というなかで日本をアメリカの従属的属国しようと決めたので、一番最初は警察予備隊、次に自衛隊、その後自衛隊は複雑な歴史を辿るわけだが、日本の国を守るという建前から、海外に行けなかった。最近ではソマリアまで行って護衛活動をやる国になってしまったが、憲法９条があるおかげで自分から交戦権がない。これは重要なことだ。憲法が今でもちゃんと生きてる。だから、南シナ海で今から５年位前に不審船が発見されたとき、日本の自衛隊は、100 トンぐらいの比較的小さな船だが、それでも 20 ミリ機関砲が打てない。20 ミリ機関砲だったら１発で沈む。それは憲法９条のある限りそうだ。だから、憲法９条は空文化してるというのは間違いだ。我々は憲法９条の果たせる役割を、拡大、元へ戻していくことこそあれ、あれは役に立たないというのは間違いだ。

私はその後中学校に入り、朝鮮戦争は記憶にないが、それが終わったぐらいのときから、東シナ海でフランスがベトナムに負けて、出ていく。そうするとその後にアメリカの CIA にいたゴジンジエムという男を連れてきて、南の大統領にする。それでそれまではフランスが出て行くときの約束、１年経ったら南北統一の選挙をしようということになっていたのをゴジンジエムが反故にして、しまいには、米軍が北爆を始めた。

戦争は嫌い

長々と話してきたが、ぼくは戦争は嫌い。反対じゃなくて嫌いだ。実際、よくあることだが、虫も殺さないような人が戦争に行ったら鉄砲で銃眼を覗いて、相手の姿を見て、表情をみて引き金を引く。その人は普段だったらそんなことなにも出来ない。戦争という場の中でそういうことをせざるを得ないように追い込まれていく。だから、そういう極限状態に国民を持っていってしまうような戦争という行為が嫌いだ。そんなことが出来るような国ではあってほしくない。

憲法九条のすばらしさ

だから憲法９条は、アメリカからもらったものだから自主憲法をつくろうというが、いいものだったらいいのではないか。アメリカはしまったと思っているかも。十分あの文章を読んでみると感動する。前文をほんとに声を上げて読み返したい。それは、我々の財産だ、守っていかなければ。自主憲法を作るといっていた自民党政府は、今は、憲法 96 条を変えてハードルを下げようとしている。

（松田）３分の２以上というのを過半数にするという。

（益川）だから、今までになく本腰を入れて考えてきている。我々もそれに対して腰を入れて対応しないといけない。

（松田）ぼくは４８年の生まれだから戦後生まれ。親父も祖父もが戦地に行っていた。親父は僕が小さいころから戦争で体を壊して、戦死はしてないが、戦争の後遺症で帰ってきてずっと苦しんで、ぼくが高校２年生のとき亡くなった。戦争がもとの病気で。それからお袋にほとんど育てられた。そういう体験がベースにある。そうやって名もない普通の人が、犠牲になる。もちろん広島はもっと大きな犠牲を受けた。それが、戦争は起こしてはいけない、なくさないといけないという原点になっている。益川さんが言われたように、与えられた憲法だから自分達で作らないといけないということを口実に憲法 9 条を変えるという。しかもそれを解釈改憲でやるという。日本は憲法を基に成り立ってる国だ。そのあたりのことを益川さんはどう思うか。

憲法を変えて戦争ができる国にしてはいけない

（益川）解釈改憲とか言って、一番最初は，領海から外へいけなかった。それをここまではいいだろうとアメリカが言うまでやって、最近ではソマリアまで行ってる。そんなことをずるずると許して

きたが、しかし、憲法がしっかり生きているのは、交戦権だ。日本は戦争を仕掛ける権利がない。日本政府は交戦権を欲しがっている。交戦権を手に入れて何をやるのか。毛沢東という男は晩年にはいろいろ悪いことやったが、いいことも言ってる。いろいろと国境問題でもめごとあった時、それらは今解決するんじゃなくて、自分達の子孫にまかせる、棚上げだという。そういう隣人との付き合い方というのは、学ぶべきだと思う。

しかし今の中国は違う。非常に拡張主義だ。そのうちに沖縄も自分達のものだと言い出すのではないか。隣人との付き合いはやっぱり、毛沢東が言ったように、じっくり落ち着いてお互いに意見を尊重して、決められなければ決められるまで待ちましょうというのが正しい。しかし、日本は最近ちょっと違う。もっと積極的に自己主張しようとしている。

（松田）逆にそういうことを国民に煽っている。だからぼくも、今年の卒業式で、”茶色の朝”という話をした。今から 10 年前、フランスに国民戦線が出て、ルペンという党首だった。それが大統領選でシラクに次いで 2 位になる。この人は 11 ページの本を書いて、最初は茶色はいいが茶色の犬しか飼っちゃあいかんという命令を出す。みんな茶色の犬や猫を飼う。そうすると、そのうちに前に白い猫や黒い猫を飼ってた人を捕まえる。そうやってどんどん広がっていって最後に、朝ドアをノックする音がする。その人は、今は茶色だけど前は白い猫を飼っていたとそのときやっと気付く。最初はみんなソフトモードでしか来ない。誰もこれから独裁国家をつくるぞとは絶対言わない。そういうことが今危険ではないかということの話の中で出てきたが、最近の秘密保護法の問題がまさにそうだ。みんな、公務員が危ない、だが国家公務員じゃないからいいやと思って関心がない。反対の動きの中で、益川さんが体験を話してほしい。

秘密保護法の危険性

（益川）新聞で、秘密保護法は反対であるというような言い方をしたら、私の大学へ内閣府の秘密何とか言う部局の人がわざわざ来て、「あの法律は何も悪いこと（僕が批判したようなこと）をやるつもりはございません」とわざわざ説明に来た。フットワークが彼らのほうが軽い。我々がぼけっとしてる間に彼らのほうがやってる。今は言うべき時期に来ている。もう遅いかもしれない。だから、ここにお集まりの皆さんに対しては、敬意を表する。

（松田）秘密保護法などが出来て、一般の人々に恐怖を与える、やったら何かあるんじゃあないかと、恐怖を与えることが大事なのだ。まだ大丈夫、と思っていると、絶対とんでもないことになるというのは歴史が教えること。そういうことに特に若い人が感性を持って欲しい。

（益川）今の若者は私の大学の学生を見てても、実にいい子だ。しかし、政治問題に関すると警戒心で近寄らない。

（松田）格差の問題にしても、若い人たちが非正規労働 4 割という問題があり、あるいは日本のエネルギー問題がある。

（益川）非正規労働というのは、労働者が買い叩かれる。一回そういう谷に落ち込むと、這い上がれない。労働組合の力が弱まる。もう少し俺達はこれだけの価値がある労働をしてるんだということを主張していけるような体制をつくっていかなければいけない。

（松田）益川さんは秘密保護法反対の呼びかけ人の一人になった。

（益川）社会の争点がそういったところにいったときに、使おうと思ったら使える、そういう危険性を持ってるから私は反対だ。我々は勉強しないといけない。若い母親は子どもを育てているので、比較的社会問題に対して敏感だ。

若者たちへの願い

（益川）私の身近にいる若者に聞いてみると、基本的には、あつものに懲りてなますを吹くみたいな感じだ。実にいい子たちだが、政治がらみのことはお断り。彼らに署名に参加してみるとか、時と場合によってはこういうところに出てきたり、街頭に出て行動に参加してみる。それは、今のマスコミはまだフェアで、そういうことをやると、今の新聞は小さな記事だけど書いてくれる。ジャーナリストは結構進歩的で、ちゃんとやってくれる。

（松田）学位をもっていながら、それを使う場がない。あるいは任期で縛られている。益川さんはそんな状況をどう思われるか。

（益川）為政者が、出口と入り口を十分考えずに勝手な数字を決めていくことに根本的な原因はあるが、大学の先生も悪い。若手がいると自分の研究の労働力として有利だ。増やそうというときに、どれだけの需要と供給があるかを考えずに増やす。これは大学の年配の先生にも問題がある。しかし、基本的には、ポテンシャリティを増やしたいことなので、悪いことではない。

若者が社会の中でちゃんとした役割を果たしていけるだけのポジションを供給するというのが社会の責任だ。僕の経験だが、ドクター論文を書かせて出して、そしてその人の就職先考えてるわけではない。ドクター論文出したんだけど、そのうちに就職先がないもんだから、消えちゃった。20 年経ったら、分厚い英語の本を持ってきて、「上梓しました、差し上げます」と。かなり分野が変わってそちらのほうで成功して持ってきてくれた。若手研究者に対して、目の前に見えてるこの研究だけが活動の場ではないことを見えるような形でしてあげなければならない。

九条ふたたび

（松田）話を少し憲法 9 条の話にまたもどすと、坂田研究会で自主憲法を勉強した。今の集団的自衛権も含めて憲法に書いてある。総理大臣等は憲法を遵守する義務があると。にもかかわらず、今まで憲法 26 条、あるいは高校教育の無償化など、25 条でいう健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を今まで実現したことがあるのか。本当に憲法を守ったことがあるのか。それをまず守ってから憲法を変えるなら変える、というのがぼくの論理。やってもいないことを変えようという、やってどうだったかと、トライアル・アンド・エラーを否定するわけでなく、いったんやってみてだめだったらそこを変えるというのが、筋道ではないか。やってもないことを変えようとするのはけしからん。先ほど交戦権の話は分かったが、憲法全体は。

憲法を変えるか変えないか

（益川）新聞などで日本国憲法を変えたいですかという問いかけには、私も憲法は変えたい条項はある。天皇条項は要らない。天皇は差別されている。納税の義務、選挙権がない。そういう人たちを日本に置いとくというのは可哀そうだ。ただし、江戸城は返してもらった方がいい。あれは出張所みたいなもので、即位をするときも江戸城でやらない。京都へ行く。1 月の始めに、5 日か 6 日ぐらいに、ご講書始めといって、天皇が勉強するという儀式がある。そのときに当然皇太子も嫁様も列席する。しかし、ご進講する先生が 2 年前から準備して、テキストを持っているのは天皇だけだ。あとの皇族は後ろで聞いてる。即位式のときは、京都の御所へ来て、手足がついている大きな布団の上に寝て、天照が降臨してきて同衾をして、成り立つ。だから、皇后は関係ない。日本の政治は基本的には天皇神道によって動かされている。

（松田）９条と２１条について。

（益川）この文章を読んで、どうしてソマリアまで行けるか分からない。僕は国語力がないのかな。

（松田）皆さん、どうですか。今論議されている国会の論戦等々で、国会の審議も閣議決定をして、そういう権利そのものが我が総理

大臣にあるかというと、ぼくはないと思う。
（益川）歴代の首相の中で最悪、いちばん凶暴だ。
（松田）国会の答弁でも、「私が最高責任者である」というふうなことを堂々と言う。
（益川）憲法には最高責任者というのは書いてない。ちゃんと民意を戴して政治をやる、公僕なのだ。
（松田）ああいう首相を選んでいる我々にももちろん責任がある。
（益川）そういう凶暴な男を首相にすえてるという認識が日本人にはない。戦争体験みたいなものを彼は見てない。あの連中のほうがよっぽど右翼だが、それでも戦争の怖さを知っている。だから安倍はファシストだ。
（松田）何が彼をそうさせたかは心理学者に任せるとしても、そういう彼を選んでるのは我々だ。一方で橋下のような人たちも出てくる。あれもファッショだ。
（益川）橋下氏は被差別部落の出だ。水平社はいい仕事をしていて、確かに差別が行われるとむしろ旗を立てて行って抗議した。しかし、橋下とかいうのは違う。自分はそこから這い上がってきたエリートだと思ってる。（慰安婦問題で）ちゃんと風俗も使ってくださいなどという。
（松田）そういう風な動きがいまある。若い人たちの教育の問題をとっても、ほんとに日本は金がないというが、一方では安倍内閣は原発の再稼動など無反省にやろうとしている。しかも外国にも売ろうとしている。日本でもエネルギートータルとしては、いろいろ考えなくては問題だが、なぜ今急ぐのか。全体として益川さんはエネルギー問題をどう考えるか。

日本のエネルギー問題

（益川）原発が再稼動する、それはないだろう。しかし、300 年、400 年先を考えたら、化石燃料はなくなる。しかし、風力や太陽光があるじゃあないかというけど、それがあって将来それでやっていけるかわからないのだが、一番大きな問題は、電気は貯められないこと。だから、風が吹かないのではなく風が強く、吹き過ぎたら風力発電はだめになる。太陽光は貯められない。だから、そうだという認識をするならば、それを為政者が声を大きくして、それに対処するためにこうします、電気料金はかくかくしかじかで、あげさせてください、といった長期ビジョンが要る。それなしに再稼動だけ言ったら、また地震が起これば問題になる。
（松田）よく、地下資源から地上資源への転換ということを言われるが、我々もまだ十分理解してない、開発しきれてないソフトなエネルギーの問題と同時に、日本で、原子力の過程からすると研究段階がなくてすぐ実用化した。僕の前の世代の人たちはそこにかかわってきた。益川さんはどうか。

核融合発電について

（益川）５９年ぐらいから核融合の研究が始まったが、ばら色の夢だけ。俗にいう原子力村といわれる企業と幹部と結びついてる人たちが自分達に都合のいいように甘い評価をしながら進んできたのが現在の姿だと思う。基本的には、将来的にみれば、核融合発電が一番有力だと思うが、それもそれほど単純ではなくて、核融合発電にいまちょうど技術的に出力ゼロだ。だから、投入した電力と発電する電力が大体イーブンだ。よくよく技術を見てみると、壁に非常に大きなダメージを与える。それから、スカイシャインといって、核融合サイトの中に必ず裸の中性子が関与するところがあって、それは水素原子より軽いから、小さな穴があるともれ出てくる。それがスカイシャインとなって降ってくる。その意味でゆくゆくは千年の単位で見たときに使えるようにならなければいけないんだが、300年、500年単位で見たとき、我々のエネルギー問題はそれほど安泰ではない。よく言われているシェールオイル、アメリカ型の実用化した技術が出掛かってるので、一所懸命売り込もうとしている。あれもそれほど単純ではなくて、技術的にはまだまだだ。だからエネルギー問題に関しては、まだこれで行きましょうとはいえない。
（松田）宣伝にだまされるところもある。そういうことにだまされないために、物事に対して疑問を持つ、あるいは自分に問い返してみる手続きなど、そういうことの必要性というのは。
（益川）基本的には、個人で考えることはそう大きなことは考えていないが、グループでそういうことを学習することは非常に重要で、それは広がっていく。たとえば、電力問題でも、そういうグループが出来ると、グループ単位でやるのがいいと思う。多分、研究者グループは、来て話してほしいと言ったら、本当に交通費ぐらいできますよ。
（益川）若い人を育てるということも、そういう知識があったとしても、若い人たちは研究が云々かんかんで、なかなか目が行かない。そういうところへ引っ張り出して、教えてもらうのではなしに皆さんと一緒に議論してもらったら、それでそういう若者達は育っていく。私もそういう中で育ってきた。

安倍政権の問題

（松田）さっきの話で、ほんとにひどい政権になっている。僕には、このまま行くとも思えない。
（益川）声を上げたら止まる。安倍は変なことやってるなということが話題にはなるが、それを声にあげていない。基本的には、外で市民に反対の声がある、仲間に加わりませんかということをやれば広がっていく。
（松田）この間も、安倍が慰安婦の問題、河野談話の見直しとか言った。それが問題だと世論が結構盛り上がると、確か「変えません」といった。周りで、色んなやつらがいてやってるけど、ただ世論というのは大事だ。それが一つの例だが、やっぱり、変わらないんではなくて変えられるんだということに確信をもつことが大事だ。そのあたりで思うこと、何か経験でもありますか。
（益川）基本的には、若者だと思う。皆さんが若者を育てていくことが大切だ。
（松田）この間も、名古屋でも秘密保護法の集会を何度かやり、十年ぶりかでデモ行進したら、名古屋の町をいろんな弁護士さんや普通の労働組合の人も参加した。僕は愛知教育大を代表してデモ行進したが、気持ちよかった。法案は残念ながら通ってしまったが。そうやって、みんなで声を上げると、やっぱり連帯感が感じられる。益川さん、最近デモへ行ったことは？
（益川）確か 4 年前、そのときは共産党の志位さんや社民党の福島党首と手を組んで歩いた。

ノーベル賞の話

（松田）益川さんがノーベル賞の基になる論文を書かれた。いま国立大学の法人化で、公務員ではないが、民間と同じで、いま 6 年間がひとつのタームで、その間にどういう成果が出たかがいつも問われる。日本は研究立国、技術立国ということで、例えば 100 の大学の中で 10 位で居るとか、数年前には向こう 30 年で 10 人のノーベル賞をと、馬鹿なこといたよね。国威発揚に使われるなんて受賞者としても本意じゃあない。それから 35 年
（益川）ノーベル賞は日本で特に騒ぎすぎる。フィールズ賞という数学の賞は 4 年 1 回、3 人で、ノーベル賞は、物理学賞を含め毎年 9 人から 10 人。明らかにフィールズ賞のほうが価値がある。ノーベル賞いらんとは言わないけど、それが最終目標でもない。

第九条の会ヒロシマ　2014 年　総会報告

3 月 21 日、総会と中村健太弁護士による集団的自衛権についての記念講演会を行い、総会議案は下記のように承認されました。今年もさっそく 3 月益川講演会、4 月 8・6 新聞意見広告展示、5・3 憲法記念日リレートーク、8・6 新聞意見広告 2014 の成功に向かって頑張っていこうと心を新たにしています。

続いて安倍政権が今国会で固執し実現しようとしている集団的自衛権行使容認の動きを広島の若手弁護士、中村健太さんに講演して頂きました。講演は映像を使って大変分かりやすく、質問にもしっかり答えてくださり参加され会員さんもいい勉強になったと好評でした。また、世話人から秘密保護法の取り組みや核被害世界大会についてのアピールもありました。様々な課題を持った会員さんが参加してくださっていました。会員さんの様々な声をもっとお聞きしたいなと思っています。（藤井純子）

2013 年度活動報告

主な活動

5 月　3 日　5・3 憲法記念日リレートーク　シール投票
6 月　29 日　新聞意見広告 1（参議院選挙前）
7 月 9 日～ 12 日 意見広告をプラザ 1 F フリースペースに展示
8 月　6 日　8・6 新聞意見広告 2
8 月　31 日　新聞意見広告 3
10 月 21 日　コリン・コバヤシ講演会 「国際原子力ロビーの犯罪」
11 月　2 日　広島県 9 条の会ネットワーク　憲法の集い　青井美帆さん
　　秘密保護法廃案！広島ネットワーク 11.2　パレード
12 月　6 日　秘密保護法廃案広島集会＆デモ（広島弁護士会主催）
2 月 15 ～ 16 日第 17 回許すな！憲法改悪市民運動全国交流集会
2 月　23 日　秘密保護法廃止を求める市民のつどい（広島ネット）
　会報、77 ～ 80 号発行　世話人会 19 回
　ほか　事務局会　発送作業　意見広告校正作業など
　ネットワークなど関係団体との連携

2014 年の活動

1）活動方針

1、一人でも多くの市民に、憲法の 3 原則、人権・民主主義・９条の大切さを知ってもらうよう活動する。
2、憲法を破壊するいかなる改憲（明文、立法、解釈改憲）にも反対の意思表示を行う。
3、人権を確立する様々な課題を共有し、政治的、思想的立場にこだわらず、幅広い協力・結集を目指す。

2）活動計画 2014

1、改憲ストップの世論作りのために 8.6 新聞意見広告に取り組む。
　朝日新聞大阪本社版全 15 段　東京都心版（可能であれば山口県版）全 5 段、朝日デジタルトップパネル
2、5.3 憲法リレートーク、展示、市民投票、街頭宣伝など様々な方法で平和憲法の大切さを市民に直接訴える。
3、集団的自衛権行使容認など戦争につながる安倍政権の暴走を注視し改憲を阻むため全国的、地域的な連携を強める。
（広島県 9 条の会ネット、秘密保護法廃止！広島ネット、許すな！憲法改悪市民連絡会、九条の会ほか）
4、核兵器廃絶、脱原発、基地、戦後補償問題など人権にかかわる取り組みに積極的に連携する。（上関原発止めよう！広島ネット、ピースリンク広島・呉・岩国、教科書採択ネット、慰安婦ネットひろしまほか）
5、会報の発行　年 4 回　予定

・主な活動予定

3 月21 日 (金) 総会　学習会（講師：中村健太さん）
3 月 29 日（土）第九条の会ヒロシマ 22 周年
　「科学者が語る　戦争と平和憲法」益川＋松田特別講演会
4 月 27 日 ~5 月 6 日　8•6 新聞意見広告＆憲法の展示（プラザ 1 F）
5 月 3 日（土）　5・3 憲法記念日リレートーク　市民シール投票
8 月 5 日（火）8・6 ヒロシマ平和へのつどい
8 月 6 日（水）8・6 新聞意見広告掲載　配布
11 月 3 日 11•3 憲法のつどい予定（広島県 9 条の会ネットワーク）
2 月　許すな！憲法改悪・市民運動全国交流集会

3）会の運営

・世話人会　原則月 1 回　＊2 ～ 3 月と 6 ～ 7 月は、紙面づくりのため月 2 ～ 3 回程度の場合有　他事務局会、発送作業随時

2014 年世話人（敬称略）（事務局は◎）
名誉代表：岡本三夫　世話人代表：藤井純子◎
世話人：石口俊一、上羽場隆弘（尾三地区）、上山耕平◎
岡本珠代◎、木原省治、栗原君子、後藤正史、佐々木孝◎、
島村眞知子◎、実国義範（広島県北）、利元克巳、土井桂子、
西浦紘子◎、宮地靖子、盛谷祐三、横原由紀夫、
▽8.6 意見広告担当 石岡真由海　▽ 会計入力担当 たけだまるみ
▽会計監査：河野布美子　浜根和子

4）財政　年会費 1 口 2,000 円　会へのカンパ　新聞意見広告賛同金

第九条の会ヒロシマ　2013年度　決算報告書
（2013年3月1日～2014年2月28日）　会計　佐々木孝

（単位：円）

収入の部			支出の部		
前期繰越金		623,811	支出合計		6,949,224
内訳	現金	0	支出内訳	文書費	537,634
	普通預金	486,811		通信費	842,387
	振替口座	137,000		行事費	13,335
入金合計		6,538,280		旅費交通費	151,290
内訳	意見広告賛同金	4,343,080		人件費	330,000
	会費	1,298,200		会報編集費	100,000
	カンパ	897,000		事務費（消耗品費）	24,969
				外部会費・カンパ	41,160
				雑費	179,676
				新聞意見広告費	4,728,773
雑収入		20,057			
			次期繰越金		232,924
				現金	66,185
				普通預金	73,739
				振替口座	93,000
合計		7,182,148	合計		7,182,148

2013年度会計につき、2014年3月15日（土）に監査を行った結果、帳簿、通帳類のすべてが適正に処理、保管され、正確に記載されていたことを報告します。

2014年3月21日　会計監査　赤木 弘子、河野 布美子

書評　川名英之著『なぜドイツは脱原発を選んだのか—巨大事故・市民運動・国家』

岡本珠代

＜脱原発：ドイツと日本＞

第二次世界大戦を同盟国として戦ったドイツと日本は、東西分裂と統一の経験という決定的違いは別として、敗戦後の廃墟からの立ち上がり方や原発開発の様相に大差はなかったと思われる。しかし、チェルノブイリを経験したドイツがフクシマを契機に脱原発の姿勢を表明したのに対して、日本はフクシマによって新たな汚染国になってしまったというのにその自覚が薄弱で、相変わらずの原発推進と原発輸出で、コリン・コバヤシさんが指摘する原子力ロビーの一翼を担っている。脱原発はなぜドイツにできて日本にはできないのか、との問いにこの著書は答えようとしている。

合同出版 2013 年

＜著者の来歴＞

著者は 1 年間のオーストリア留学をはさんだ 1959 年からの 30 年間、毎日新聞社社会部員と編集委員として主に環境問題を担当した。東京外語の独語科出身でドイツ語の情報源を読み込み伝達するのが得意のようだ。現在は環境ジャーナリストとして活躍中とのことである。

＜緑の党の誕生と躍進＞

日独の原発問題への対応の違いに関する著者の答えは明快である。それはドイツには緑の党の誕生と躍進があったこと、それに連邦議会における緑の党と社会民主党の連携が功を奏したことが大きい。緑の党は最近では広島にもできたし、米国の知人はかつて緑の党党首として大統領選挙にもからんだことを思い出す。しかし、日本でも米国でも緑の党が国政に大きな影響を及ぼすことはなかった。ではドイツでなぜ緑の党が有力になったのか。

かつて私たち一家が 1972-3 年にハイデルベルク近郊に滞在した時、近くのライン河の支流ネッカー川は産業廃棄物や合成洗剤で汚染されていた。空には近くの米軍基地を発着するジェット戦闘機が轟音をひびかせていたし、そのころは米国流物質文化まみれだったのだ。1970 年代にドイツ政府をあげて資本主義経済と原発開発に邁進していた。と同時に原発反対運動も根強く、必ずしも反核姿勢といえないエコロジー運動が反原発と結びついた動きのあったことがこの本でわかった。

ドイツで緑の党が生まれたのが 1980 年、3 年後には連邦議会で 27 議席を得た。1985 年にはヘッセン州で社会民主党との連立政権が成立した。ドイツがチェルノブイリ事故による放射能汚染に見舞われたのは次の年である。

＜社会民主党の役割＞

その後紆余曲折があったが、連邦議会で社民党と緑の党の連立協定が成立したのは、1998 年。社民党のシュレーダー政権は 2000 年に 19 基の原発を運転開始から 32 年で全廃すると決定した。シュレーダー氏は貧しい家庭の出身で「根っからの脱原発論者」という。彼はイラク戦争の開戦をめぐっては米国のブッシュ政権に反対した。一方再生可能エネルギーの普及にも尽力し「国際再生可能エネルギー機関」立ち上げにも寄与したとのことである。

＜メルケル政権と脱原発＞

緑の党は 2002 年の連邦議会選挙では 55 議席を、2006 年には 68 議席を、獲得した。一方、社民党は後退して、2009 年にはキリスト教民主・社会同盟が躍進し、自由民主党と連立を組んだ。当初脱原発に及び腰だったメルケル首相は、反原発集会の盛り上がりとフクシマの惨状を受けて、2011 年に、「2022 年までに原発を全廃する」と発表した。その直後連邦政府が設置した「安定したエネルギー供給のための倫理委員会」が「約 10 年以内に脱原発を行うことは可能であり、望ましい」と勧告する報告書をメルケル首相に提出したとのことである。

＜ひるがえって日本の現状は＞

最近日本のエネルギー政策を策定するに当ってパブコメを募集していたが、日本政府は脱原発に向う気配はない。フクシマに対して真の反省なく、放射能の害毒に目をつむり、除染のジェスチャーをとるなど姑息な手段をつかっている。経団連を中心とする資本家階層の権益擁護と拡大に加担させられるのはいやだ。

この著作によってドイツの脱原発の現状を知ることができた。脱原発はドイツ人にできて日本人にできないのはなぜだろうか。脱原発でドイツと日本が再び同盟を組むことは夢にすぎないのか。原発がなければ核廃絶も可能なのだ。

（第九条の会ヒロシマ世話人会）

活動報告　（第九条の会ヒロシマほかネットワークなど関連行事含む）

1 月　10 日（金）　第九条の会ヒロシマ会報 80 号発送　広島国際会議場 3F 研修室
　　秘密保護法廃止！広島ネットワークキックオフ集会
　　11 日（土）　市民運動新春交流会（14：00、アステールプラザ）
　　13 日（月）　上関ネット世話人会（14：00．国際会議場研修室３）
　　14 日（火）　日本軍「慰安婦」広島ネット事務局会　広島国際会議場 3Ｆ研
　　17 日（金）　上関原発止めよう！広島ネットニュース発送（広島市民交流プラザ）
　　20 日（月）　オバマ大統領書簡記者会見　広島市政記者室集合市役所ロビー
　　21 日（火）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑮　13：30 ～　アステール 4 F 小会議室 1
　　23 日（木）　自衛隊 60 年街宣　17：30 ～　呉駅前
　　24 日（金）　秘密保護法廃止・ヒロシマネットワーク　18 時～　原爆ドーム前
　　26 日（日）　WTO 報告集会 14：00 ～　国際会議場 3F 研グローバリゼーションを問う広島ネットワーク
　　27 日（月）　中電本社前抗議行動（11：55 ～、上関：ネット）
　　28 日（火）　県九条の会ネットワーク例会　18 時　平和ビル
　　31 日（金）　「積極的平和主義とは何か」　湯浅一郎講演（18:30、ビューポートくれ）
2 月　1 日（日）　伊方原発再稼動によって瀬戸内の海はどうなる？湯浅一郎講演（17:30, 交流プラザ）
　　4 日（火）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑯　12：30 ～　広島国際会議場 3F 研修室
　　5 日（水）　日本軍「慰安婦」広島ネット水曜日街宣　メルパルク前 12 時 ~13 時
　　6 日（木）　聞かせて　福島の声写真展（旧日本銀行）　～ 13 日まで
　　11 日（火）　2.11 集会（カトリック会館）2.11 集会（革新懇デー）2.11 集会（自治労会館）
　　14 日（金）　ビキニ水爆被災者再考第 1 回講座　豊崎博光さん　広島平和研究所
15 ～ 16 日 (土日）　許すな！憲法改悪　市民運動全国交流会（東京韓国 YMCA）
　　17 日（月）　自衛隊 60 年街宣　17：30 ～ 18：30（呉駅前）　ピースリンク
　　19 日（水）　秘密保護法廃止ネット世話人会
　　20 日（木）　県九条の会ネット例会　18：00 ～　平和ビル
　　21 日（金）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑰12：30 ～国際会議場 3F 研修室
　　22 日（土）　西部住民の会第 9 回総会・記念講演会「新倉裕史講演」
　　「ぬちがふぅ」上映会広島 YMCA 文化ホール　14：00 ～
　　23 日（日）　自衛隊 60 年変わる呉考える 新倉裕史講演会 10：00 ～呉 YWCA
　　秘密保護法廃止を求める市民のつどい　アステールプラザ　13：30 ～
　　24 日（月）　中電本社前抗議行動（11：55 ～、上関ネット）
3 月　1 日（土）　上関原発のための埋め立て許可をするな署名街宣（上関ネット）
　　4 日（火）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑱　13：30 ～国際会議場 3F 研
　　3.21 総会＆3.29 益川＋松田講演会お知らせハガキ発送
　　「核兵器の非人道性に関するメキシコ会議の報告川崎哲講演
　　5 日（水）　日本軍「慰安婦」広島ネット水曜日街宣　メルパルク前 1
　　秘密保護法廃止！広島ネットワーク事務局会
　　広島弁護士会主催「秘密法反対市民集会」（海度雄一講演会）
　　8 日（土）　3.11 福島事故から 3 年上関原発を立てさせない山口集会 7000 人
　　（3.11 全国集会　福島市、3 か所で 5500 人　その他）
　　10 日（月）　上関埋立免許取り消し訴訟公判　13：30 ～　山口地裁
　　11 日（火）　3.11 福島被害者証言集会「黙って生きる道を選ばない」広島プラザ
　　３周年さよなら原発集会　原爆ドーム前　デモ～中電本社前
　　12 日（水）　秘密保護法廃止！広島ネットワーク世話人会　JCJ　18：00 ～
　　13 日（木）　岩国爆音訴訟公判　山口地裁岩国支所　承認　伊波洋一さん
　　伊波洋一講演会　岩国市民会館研修室 4
　　16 日（日）　教科書ネット総会・高嶋伸欣講演「安倍教育再生政策」留学生会館
　　18 日（火）　第九条の会ヒロシマ世話人会⑲　国際会議場 3F 研修室
　　19 日（水）　上関埋め立て免許　自然の権利訴訟（13:30 ～　山口地裁）
　　上関埋め立て免許失効確認訴訟（13:45 ～　山口地裁）
　　20 日（木）　第九条の会ヒロシマ総会資料印刷（プラザ　16 時～　）
　　広島県 9 条の会ネットワーク例会　18 時～　（平和ビル）
　　21 日（金祝）　第九条の会ヒロシマ総会＆学習会　アステールプラザ中会議室
　　上関原発止めよう！広島ネット世話人会　広島国際会議場 3Ｆ研修室
　　24 日（月）　中電本社前抗議行動（11：55 ～、上関ネット）
　　28 日（金）　3.29 講演会資料印刷（広島市民交流プラザ）
　　29 日（土）　第九条の会ヒロシマ 22 周年益川＋松田特別講演会　原爆資料館メモリアルホール
4 月　2 日（水）　日本軍「慰安婦」広島ネット水曜日街宣メルパルク
　　6 日（日）　秘密保護法廃止広島本通り街宣とデモ

1.24 密保廃止原爆ドーム前集会とデモ

岩国基地はオスプレイ飛来
艦載機の訓練費地上化
（戸村さんの基地監視より）

3.8 山口

3.11

3.29

お知らせ

◆九条の会・はつかいち憲法のつどい
「特定秘密保護法は改憲の道筋」（仮題）
4月19日（土）14:00-16:30　廿日市商工保健会館交流プラザ
講師：半田　滋さん（東京新聞論説委員兼編集委員）
参加費：800円（学生、障がい者　無料）手話通訳あり
主催：九条の会・はつかいち
連絡先：090-3373-5083（新田）

◆「国防軍」と化す自衛隊　その実態は
自衛隊発足60年ヘリ空母配備反対、変わる「呉」を考える
4月20日（金）13：00~15：30　ビューポート・くれ大会議室
参加費：1,000円　（学生無料）　（0823-20-0660）
講　師：半田滋（東京新聞論説委員兼編集委員）
主催：ピースリンク広島・呉・岩国
連絡先：0823-21-2414（呉YWCA）

◆日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク結成2周年シンポ
日本軍「慰安婦」問題の今日的課題（仮）
5月24日（土）13：30~16：30　　広島市民交流プラザ6F
パネラー：ウルリケ・ヴェールさん、田中利幸さん、平井和子さん
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410（土井）

◆毎月第1水曜日に日本軍「慰安婦」問題解決のための街頭行動
当面の予定：5月7日、6月4日
時刻：12：00~13：00　メルパルク前（雨天の場合は本通り電停前）
内容：チラシ配布、リレートーク、1億人署名
主催：日本軍「慰安婦」問題解決ひろしまネットワーク
連絡先：090-3632-1410（土井）

◆①2014核兵器廃絶をめざすヒロシマの会第14回総会
「世界の核被害者と連帯して」（仮称）
5月18日（日）14：00～15：00
②広島・長崎被爆70周年「世界核被害者（ヒバクシャ）
ヒロシマ・フォーラム」広島実行委員会結成集会
5月18日（日）15：30～16：30　（HANWA総会後）
広島市中央公民館（中区白島町24-36　082-221-5943）
連絡：090-9704-4705（森瀧）　会費　無料

▼4月13日（日）秘密法廃止ネット署名活動メルパルク前14：00～

▼4月26日（土）海自掃海艇派遣から13年抗議海上デモ10：00～
潜水隊基地前　主催：ピースリンク　連絡0823-21-2414（呉YWCA）

▼5月3日（土）憲法集会・マイライフマイ憲法　伊藤真「憲法の力」
13：30～　県民文化センター
16：30～　秘密保護法廃止デモ　元安橋ー中電前
◎第3次秘密保護法廃止署名集約

▼5月25日（日）広島県保険医協会記念講演
リーガロイヤルホテル　14：00～　秘密保護法　青木理さん
◎第4次秘密保護法廃止署名集約

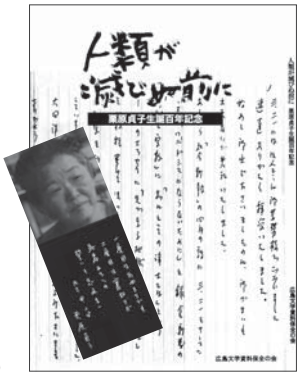

広島文学資料保全の会が出版。栗原貞子さん
未発表の詩21編。米国追従の日本政府首脳を痛烈に批判する「舌の男」など厳しい主張の一方、妹の死を悼む「妹よ、安らかに眠れ」、孫への希望をうたう「原語」など他者への愛情がにじむ詩も多い。池田正彦事務局長は「今ほどこれらの言葉が現実味を帯びている時はない。一貫して反核を訴えた栗原文学の全体像を知る手掛かりにしてほしい」と話す。希望者には千円で分ける。連絡：082-291-7615

広島県東部の企画

◆STOP「秘密保護法」福山緊急行動　学習会
4月15日（火）19時～　福山市市民参画センター
講師　石口俊一弁護士　　参加費　無料
主催　STOP「秘密保護法」福山緊急行動／九条の会福山
連絡先　084-24-4435（市民運動交流センター）

◆「秘密保護法」廃止に向けての学習会
DVD視聴「レーン・宮沢事件～もうひとつの12月8日」
4月27日（日）14時～　三原市中央公民館2F
主　催　九条の会・三原　　参加費　無料
連絡先　0848-62-5929（日本基督教団三原教会）

◆「憲法の広場」集会とデモ
5月3日（土・祝日）13時～　福山駅前
主　催　STOP「秘密保護法」福山緊急行動　　参加費：無料
連絡先：084-24-4435（市民運動交流センター

◆第7回「さよなら原発歌声パレードIN おのみち」集会とデモ
6月8日（日）　尾道駅前　芝生広場
主催：「フクシマから考える一歩の会」「命と未来を考える会・三原」「原発の一てもえーじゃないBINGO]

◆上関の埋立免許関連裁判（山口地裁）
1、自然の権利訴訟　次回公判：5月21日14時～
原告：上関の自然を守る会、祝島島民の会、祝島島民、全国有志
2、埋立免許取消訴訟　次回公判：6月11日13時30分～
原告：祝島の漁業者74名
3、埋立免許失効確認訴訟　次回公判：5月21日14時15分～
原告：祝島の漁業者7名　　以上被告：山口県
★　4800万損害賠償訴訟（スラップ訴訟）原告は中国電力
次回は非公開の進行協議のみ。

◆以下主催：上関原発止めよう！広島ネットワーク
1、中電前街宣行動ー3/24（月）、4/28（月）、5/14（水）
.中電本社前　11：55～13：00
2、4/26チェルノブイリデー行動
16：00～17：00　広島本通電停前街宣
17：30～18：30　中電本社前キャンドルの集い
3、6/26　中電株主総会行動予定
4、5/25　14時～ミニ学習会**「聞かせて 福島の声」写真展から**
国際会議場3F研修室　その後、世話人会
5、7/20　島根原発集会への参加 上関ネットでバスをチャーター予定。

事務局から

2014会費・カンパ・8.6賛同金のお願い

・2014年度が始まりました。早速、年会費、カンパ、賛同金を送ってくださった皆さま、有難うございました。皆さんのご支援があるからこそ活動できます。2014年も頑張りますので引き続き、お支えくださいますようお願い申し上げます。

・会費納入についてはタックシールに記載しています。ご確認の上、記載の間違いがありましたら遠慮なくご連絡ください。

・安倍暴走をとめるため8・6新聞意見広告をお願い致します。

後記

・1月から準備を始めやっと8・6意見広告のチラシができました。パズルの意味が分からんという人がいました。説明が必要？　フ

・3.29講演会で益川敏英さんは声をあげれば変えられる、松田さんも恐れずに芯を曲げないことが大切と言われた。頑固さは負けない。　西

・3.29の講演を短くまとめるのは大変だったけど読んでほしいな。　珠

・広島の地震、ご心配を頂きましたが大丈夫でした。桜の満開も過ぎましたが、これからあったかくなるのが嬉しい。島

・安倍の暴走を嘆いているわけにはいかん。行動あるのみ！　サ

・今回の会報も力作がいっぱい。感謝です。初めての方の原稿が3つもし、読んで感想を頂けると嬉しいです。フ